使 用 料 規 程

一部変更

令和

平成13年10月2日届出

平成14年 2月28日届出 一部変更 平成15年 6月27日届出 一部変更 平成16年 6月 1日届出 一部変更 平成17年 2月25日届出 一部変更 一部変更 平成17年11月25日届出 一部変更 平成18年11月29日届出 一部変更 平成19年 7月 6日届出 一部変更 平成20年 6月27日届出 一部変更 平成21年 2月23日届出 一部変更 平成22年12月24日届出 一部変更 平成23年 9月30日届出 一部変更 平成23年11月18日届出 一部変更 平成24年 2月17日届出 一部変更 平成25年 2月18日届出 一部変更 平成25年 6月11日届出 一部変更 平成25年11月11日届出 一部変更 平成26年 5月28日届出 一部変更 平成26年 8月 7日届出 一部変更 平成27年12月 4日届出 一部変更 平成28年 1月26日届出 一部変更 平成28年 3月 3日届出

平成28年 6月24日届出 一部変更 平成29年 一部変更 6月 7日届出 平成30年 3月27日届出 一部変更 一部変更 令和 元年 7月 4日届出 5年 2月10日届出 一部変更 令和 1月30日届出 一部変更 令和 6 年 2月28日届出 一部変更 令和 7年

7年

3月24日届出

JASRAC

一般社団法人 日本音楽著作権協会

目 次

第	1	草	総		則	• • •			• •		• • •		• • •	• • •			 	• • •	 • •	1]	頁
第	2	章	著作	物の	り使	用为	料·							• • •			 		 	2]	頁
	第	1節		演	奏	等			• • •		• • • ·			• • •		• • •	 		 	2]	頁
	第	2 節		放	送	等			• • •							• • •	 		 . 6	64 J	頁
	第	3 節		映		画											 		 . 6	8 J	頁
	第	4 節		出	版	等											 		 . 7	'3 J	頁
	第	5 節		才一	ーデ	イ	才銀	录音	<u>누</u>								 		 . 7	'6 J	頁
	第	6 節		オル	レゴ	— ,	ル・										 		 . 7	'9 J	頁
	第	7 節		ビラ	デオ	グ・	ラム	ム金	录音	<u>.</u>							 		 . 8	80 J	頁
	第	8 節		有剎	泉放	送	等.										 		 . 8	87 J	頁
	第	9 節		貸		与											 		 . g	00 J	頁
	第	10 筤	育	業務	务用	通位	言え	カラ	ラオ	トケ	-						 		 . g)1 J	頁
	第	11 筤	育	イン	ノタ	ラ	クラ	ティ	ィフ	ブ酉	信						 		 . g)3 J	頁
	第	12 貿	育	В	G	M											 		 11	.2]	頁
	第	13 筤	育	СІ)グ	ラ	フィ	イン	ック	ノス	、等						 		 11	.6 J	頁
	第	14 質	行	カラ	ラオ	ケ	用:	Ι (C ×	くモ	- リ	— ;	カー	ード	• • • •		 		 11	.9]	頁
	第	15 筤	育	広告	自記	的	で彳	亍 き	5 複	复製	 [12	20 J	頁
	第	16 筤	行	ゲー	-ム	に1	共了	ナる	5 E	目的	Jで	行	う袗	复製	· · ·		 		 12	21]	頁
	第	17 質	行	業務	务用	音	柴 酉	记信	言							• • •	 		 12	22 J	頁
	第	18 貿	行	そ	\mathcal{O}	他											 		 12	24 J	頁

第1章 総 則

- 1 本協会の管理する著作物の使用料は、下記の区分により、第2章第1節から第18節に定める額とする。
 - (1) 演奏等(2) 放送等(3)映画(4) 出版等
 - (5) オーディオ録音 (6) オルゴール (7)ビデオグラム録音(8) 有線放送等
 - (9) 貸 与 (10) 業務用通信カラオケ (11) インタラクティブ配信
 - (12) B G M (13) CDグラフィックス等
 - (14) カラオケ用 I Cメモリーカード (15) 広告目的で行う複製
 - (16) ゲームに供する目的で行う複製 (17) 業務用音楽配信 (18) そ の 他
- 2 「演劇的音楽著作物」とは、オペラ、ミュージカル、バレエ等楽曲が演劇的要素と結 合した舞台用著作物をいう。

(総則の備考)

本規程に定める使用料は、著作物の利用の態様に照らし特に必要であると認められる場合に限り、契約の促進、管理の効率化又は利用目的による公平化を図るため、本規程に別段の定めがないときは、別に定める基準に基づき、減額することができる。

第2章 著作物の使用料

第1節 演奏等

1 上演形式による演奏

オペラ、ミュージカル、バレエなど演劇的音楽著作物等を上演形式により演奏する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとする。
 - ① 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の5%の額とする。 ただし、定員数に5円を乗じて得た額あるいは2,500円を下回る場合には、そのいずれか多い額とする。
 - ② 入場料がない場合で、かつ公演時間が2時間までの場合の使用料は、定員数に4 円を乗じて得た額あるいは2,000円のいずれか多い額とする。

公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演時間が 2 時間までの場合の金額に、その 25%の額を加算した額とする。

- (2) (1)によらない場合の使用料は、1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - ① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとする。
 - (ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の 0.5%の額又は(イ) に 定める額のいずれか多い額とする。
 - (4) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員	使用料額
100名まで	250 円
500名まで	300円
1,000名まで	400円
1,500名まで	600円
2,000名まで	800円
2,500名まで	1,000円
3,000名まで	1,200円
3,500名まで	1,400円
4,000名まで	1,600円
4,500名まで	1,800円
5,000名まで	2,000円

定員	使用料額
5,500名まで	2,200円
6,000名まで	2,400円
6,500名まで	2,600円
7,000名まで	2,800円
7,500名まで	3,000円
8,000名まで	3,200円
8,500名まで	3,400円
9,000名まで	3,600円
9,500名まで	3,800円
10,000名まで	4,000円

定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、500 名までを超えるごとに、定員が 10,000 名までの場合の金額に、200 円を加算した額とする。

② 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

2 演奏会における演奏

演奏会(コンサート、音楽発表会等音楽の提供を主たる目的とする催物をいう。)における演奏の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとする。
 - ① 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の5%の額とする。 ただし、定員数に5円を乗じて得た額あるいは2,500円を下回る場合には、そのいずれか多い額を使用料とする。
 - ② 入場料がない場合で、かつ公演時間が2時間までの場合の使用料は、定員数に4円を乗じて得た額あるいは2,000円のいずれか多い額とする。

公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が2時間までの場合の金額に、その25%の額を加算した額とする。

- (2) (1)によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - ① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとする。
 - (ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の 0.5%の額又は(イ) に定める額のいずれか多い額とする。
 - (イ) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員	使用料額
100名まで	250 円
500名まで	300円
1,000名まで	400円
1,500名まで	600円
2,000名まで	800円
2,500名まで	1,000円
3,000名まで	1,200円
3,500名まで	1,400円
4,000名まで	1,600円
4,500名まで	1,800円
5,000名まで	2,000円

定 員	使用料額
5,500名まで	2,200円
6,000名まで	2,400円
6,500名まで	2,600円
7,000名まで	2,800円
7,500名まで	3,000円
8,000名まで	3,200円
8,500名まで	3,400円
9,000名まで	3,600円
9,500名まで	3,800円
10,000名まで	4,000円

定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、500 名までを超えるごとに、定員が 10,000 名までの場合の金額に、200 円を加算した額とする。

② 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

3 演奏会以外の催物における演奏

演奏会以外の催物における演奏の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額 を加算した額とする。

- (1) レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる 催物における演奏
 - ① 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとする。
 - (ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の4%の額とする。 ただし、定員数に4円を乗じて得た額あるいは2,000円を下回る場合には、その いずれか多い額とする。
 - (イ) 入場料がない場合で、かつ公演時間が2時間までの場合の使用料は、定員数に3円20銭を乗じて得た額あるいは1,600円のいずれか多い額とする。

公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演時間が 2 時間までの場合の金額に、その 25%の額を加算した額とする。

- ② ①によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとする。
 - ⑦ 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の 0.4%の額又は①に定める額のいずれか多い額とする。
 - (4) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員	使用料額
100 名まで	200 円
500 名まで	240 円
1,000 名まで	320 円
1,500 名まで	480 円
2,000 名まで	640 円
2,500 名まで	800 円
3,000 名まで	960 円
3,500 名まで	1,120 円
4,000 名まで	1,280 円
4,500 名まで	1,440 円
5,000 名まで	1,600 円

120000000	3 0
定員	使用料額
5,500 名まで	1,760 円
6,000 名まで	1,920 円
6,500 名まで	2,080 円
7,000 名まで	2,240 円
7,500 名まで	2,400 円
8,000 名まで	2,560 円
8,500 名まで	2,720 円
9,000 名まで	2,880 円
9,500 名まで	3,040 円
10,000 名まで	3,200 円
·	

定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、500 名までを超えるごとに、定員が 10,000 名までの場合の金額に、160 円を加算した額とする。

(イ) 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

- (2) 体操競技、フィギュアスケート、ダンス競技会等、演技に伴って音楽を用いる競技 における演奏
 - ① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとする。
 - (ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500 名 まで	2,000名 まで	2,500 名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで
無料	5,000 円	7,000 円	9,000 円	11,000 円	13,000 円	15,000 円	17,000 円	19,000 円	21,000 円
500 円まで	12,000 円	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円
1,000 円まで	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円
1,500 円まで	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円
2,000 円まで	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円
2,500 円まで	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円
3,000 円まで	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円
3,500 円まで	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円
4,000 円まで	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円
4,500 円まで	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円	76,000 円
5,000 円まで	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円	76,000 円	80,000 円

- ⑦ 入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、 入場料が 5,000 円までの場合の金額に、4,000 円を加算した額とする。
- ① 定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、5,000 名までを超えるごとに、 定員が 10,000 名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は 2,000 円を、 有料の場合は 4,000 円を、それぞれ加算した額とする。
- (イ) 公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の金額に、その $\frac{25}{100}$ の額を加算した額とする。
- (ウ) 公演時間が 1 時間に満たない場合の使用料は、公演時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の金額の $\frac{50}{100}$ の額とする。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員入場料	500名 まで	1,000 名 まで	1,500 名 まで	2,000 名 まで	2,500 名 まで	3,000名 まで	4,000 名 まで	5,000名 まで	10,000 名 まで
無 料	250 円	350 円	450 円	550 円	650 円	750 円	850 円	950 円	1,050 円
500 円まで	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円
1,000 円まで	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円
1,500 円まで	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円
2,000 円まで	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円
2,500 円まで	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円
3,000 円まで	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円
3,500 円まで	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円
4,000 円まで	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円
4,500 円まで	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円	3,800 円
5,000 円まで	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円	3,800 円	4,000 円

- ⑦ 入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、 入場料が 5,000 円までの場合の金額に、200 円を加算した額とする。
- ① 定員が10,000名を超える場合の使用料は、5,000名までを超えるごとに、 定員が10,000名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は100円を、有 料の場合は200円を、それぞれ加算した額とする。
- (イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

- (3) ファッションショー等の催物における演奏
 - ① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとする。
 - (ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員入場料	500名 まで	1,000 名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000 名 まで
無料	5,000 円	7,000 円	9,000 円	11,000 円	13,000 円	15,000 円	17,000 円	19,000 円	21,000 円
500 円まで	12,000 円	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円
1,000 円まで	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円
1,500 円まで	20,000 円	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円
2,000 円まで	24,000 円	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円
2,500 円まで	28,000 円	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円
3,000 円まで	32,000 円	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円
3,500 円まで	36,000 円	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円
4,000 円まで	40,000 円	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円
4,500 円まで	44,000 円	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円	76,000 円
5,000 円まで	48,000 円	52,000 円	56,000 円	60,000 円	64,000 円	68,000 円	72,000 円	76,000 円	80,000 円

- ⑦ 入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、 入場料が 5,000 円までの場合の金額に、4,000 円を加算した額とする。
- ① 定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、5,000 名までを超えるごとに、 定員が 10,000 名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は 2,000 円を、 有料の場合は 4,000 円を、それぞれ加算した額とする。
- (4) 公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演時間が1時間以上2時間までの場合の金額に、その $\frac{25}{100}$ の額を加算した額とする。
- (ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が1時間以上2時間までの場合の金額の50 の額とする。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員入場料	500名 まで	1,000 名 まで	1,500 名 まで	2,000 名 まで	2,500 名 まで	3,000 名 まで	4,000 名 まで	5,000 名 まで	10,000 名 まで
無料	250 円	350 円	450 円	550 円	650 円	750 円	850 円	950 円	1,050 円
500 円まで	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円
1,000 円まで	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円
1,500 円まで	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円
2,000 円まで	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円
2,500 円まで	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円
3,000 円まで	1,600 円	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円
3,500 円まで	1,800 円	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円
4,000 円まで	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円
4,500 円まで	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円	3,800 円
5,000 円まで	2,400 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円	3,400 円	3,600 円	3,800 円	4,000 円

- ⑦ 入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、 入場料が 5,000 円までの場合の金額に、200 円を加算した額とする。
- ① 定員が 10,000 名を超える場合の使用料は、5,000 名までを超えるごとに、 定員が 10,000 名までの場合の金額に、入場料が無料の場合は 100 円を、 有料の場合は 200 円を、それぞれ加算した額とする。
- (4) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

- (4) 演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏
- ① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとする。
 - (ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員	200名	500名	1,000名	1,500名	2,000名	2,500名	3,000名	4,000名	5,000名	5,000名 を超える
入場料	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	場 合
無料	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円	6,600円
500円まで	4,200円	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円
1,000円まで	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円
1,500円まで	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16, 200円	17,400円
2,000円まで	7,800円	9,000円	10, 200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16, 200円	17, 400円	18,600円
2,500円まで	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円
3,000円まで	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円
3,500円まで	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16, 200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22, 200円
4,000円まで	12,600円	13,800円	15,000円	16, 200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22, 200円	23, 400円
4,500円まで	13,800円	15,000円	16, 200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22, 200円	23, 400円	24,600円
5,000円まで	15,000円	16, 200円	17, 400円	18,600円	19,800円	21,000円	22, 200円	23, 400円	24,600円	25,800円

入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、 入場料が 5,000 円までの場合の金額に、1,200 円を加算した額とする。

- (4) 公演時間が 2 時間を超える場合の使用料は、30 分までを超えるごとに、公演時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の金額に、その $\frac{25}{100}$ の額を加算した額とする。
- (ウ) 公演時間が 1 時間に満たない場合の使用料は、公演時間が 1 時間以上 2 時間までの場合の金額の $\frac{50}{100}$ の額とする。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

定員	200名	500名	1,000名	1,500名	2,000名	2,500名	3,000名	4,000名	5,000名	5,000名 を超える
入場料	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	を超える
無料	100円	150円	200円	250円	300円	350円	400円	450円	500円	550円
500円まで	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円
1,000円まで	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1, 150円	1,250円	1,350円
1,500円まで	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円
2,000円まで	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円
2,500円まで	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円
3,000円まで	850円	950円	1,050円	1, 150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円
3,500円まで	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円
4,000円まで	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円	1,950円
4,500円まで	1,150円	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円	1,950円	2,050円
5,000円まで	1,250円	1,350円	1,450円	1,550円	1,650円	1,750円	1,850円	1,950円	2,050円	2, 150円

入場料が 5,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを超えるごとに、 入場料が 5,000 円までの場合の金額に、100 円を加算した額とする。

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

- (5) 楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏
 - ① 演奏場所1ヵ所の使用料は、次のとおりとする。
 - (ア) 入場料のない場合
 - (ア) 1ヵ月の使用料は、下表のとおりとする。

1 ヵ月の 延演奏時間	30 時間まで	45 時間まで	60 時間まで	75 時間まで	90 時間まで
使 用 料 額	27,000円	41,000円	54,000円	68,000円	81,000円

1 ヵ月の 延演奏時間	105 時間まで	120 時間まで	135 時間まで	150 時間まで	150 時間を 超える場合
使 用 料 額	95, 000 円	108,000 円	122,000 円	135,000 円	162,000 円

① 1日の使用料は、下表のとおりとする。

1 日 の 延演奏時間	1時間まで	1時間30分 まで	2時間まで	2時間30分 まで	3時間まで
使 用 料 額	1, 100 円	1,700円	2, 200 円	2,800 円	3,300円

1 日 の 延演奏時間	3 時間 30 分 まで	4時間まで	4時間30分 まで	5時間まで	5 時間を 超える場合
使 用 料 額	3,900円	4,400 円	5,000円	5,500円	6,600円

(イ) 入場料のある場合

催物の内容により、本節2又は3の他の規定を適用し、算定するものとする。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その 使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 入場料のない場合
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、150円とする。
 - ① 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、300円とする。 利用時間が、10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、300円を加算した額とする。
 - (イ) 入場料のある場合

催物の内容により、本節2又は3の他の規定を適用し、算定するものとする。

- (6) 博覧会、展示会、動物園、遊園地その他これらに準ずる施設での催物における 演奏
 - ① 演奏場所1ヵ所又はパレード1編成の使用料は、次のとおりとする。
 - (ア) 演奏場所への入場料がない場合

1ヵ月及び1日の使用料は、下表のとおりとする。

施設への入場料	1ヵ月の使用料額	1日の使用料額
無料	12,000 円	900 円
1,000円まで	40,000 円	3,000 円
2,000円まで	60,000円	4,500 円
3,000円まで	80,000円	6,000円
3,000円を超える場合	100,000円	7,500円

(イ) 演奏場所への入場料がある場合

催物の内容により、本節2又は3の他の規定を適用し、算定するものとする。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その 使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 演奏場所への入場料がない場合
 - (ア) 利用時間 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

施設への入場料	使用料額
無料	120 円
1,000 円まで	400 円
2,000 円まで	600 円
3,000 円まで	800 円
3,000 円を超える場合	1,000円

① 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(イ) 演奏場所への入場料がある場合

催物の内容により、本節2又は3の他の規定を適用し、算定するものとする。

- (7) 野球、競馬、アメリカンフットボール、バスケットボール、サッカー、テニス 等各種のスポーツの催物における演奏
 - ① 催物1日1回の使用料は、下表のとおりとする。

定員	1,000名	3,000名	5,000名	10,000	30,000	50,000	50,000名を
入場料	まで	まで	まで	名	名	名	超える場合
				まで	まで	まで	
無料	900 円	1,350円	1,800円	2,250円	2,700円	3, 150 円	3,600 円
1,000 円まで	3,000円	4,500円	6,000円	7,500 円	9,000円	10,500円	13,500 円
3,000 円まで	4,500 円	6,000円	7,500 円	9,000円	10,500円	12,000円	15,000 円
3,000 円を超える場合	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	13,500円	16,500 円

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その 使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

	定員	1,000名	3,000名	5,000名	10,000名	30,000名	50,000名	50,000名を
入場料		まで	まで	まで	まで	まで	まで	超える場合
無	料	120 円	180 円	240 円	300 円	360 円	420 円	480 円
1,000	円まで	400 円	600 円	800 円	1,000円	1,200円	1,400円	1,800円
3,000 円まで		600 円	800 円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	2,000円
3,000円を	超える場合	800 円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,200 円

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(8) 航空機、鉄道、自動車、船舶等各種の交通機関における演奏 本規定の(2)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定する。

- (9) ディナーショーなどホテルなどの施設において、飲食を伴い、演劇、演芸、舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、又は聞かせることを主たる目的とする催物における演奏
 - ① 催物1日1回(公演1回)あたりの使用料は、下表のとおりとする。

座席数 標準 単位料金	100 席 まで	200 席 まで	300 席 まで	400 席 まで	500 席 まで	750 席 まで	1,000 席 まで	1,500 席 まで	2,000 席 まで	2,000 席 を超える 場合
5,000 円まで	9,000円	14,000円	18,000円	23,000円	27,000円	36,000円	45,000円	63,000円	81,000円	99,000円
10,000 円まで	11,000円	17,000円	22,000円	28,000円	33,000円	44,000円	54,000円	76,000円	98,000円	119,000円
15,000 円まで	13,000円	20,000円	26,000円	33,000円	38,000円	51,000円	63,000円	89,000円	114,000円	139,000円
20,000 円まで	15,000円	23,000円	29,000円	37,000円	44,000円	58,000円	72,000 円	101,000円	130,000円	159,000 円

標準単位料金が 20,000 円を超える場合の使用料は、5,000 円までを増すごとに、「20,000 円まで」の場合の使用料に、「5,000 円まで」の場合の使用料の

 $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

座席数 標準 単位料金	100 席 まで	200 席 まで	300 席 まで	400 席 まで	500 席 まで	750 席 まで	1,000 席 まで	1,500 席 まで	2,000 席 まで	2,000 席 を超える 場合
5,000 円まで	630 円	950 円	1,260円	1,580円	1,890円	2,520 円	3, 150 円	4,410円	5,670円	6,930円
10,000 円まで	760 円	1,140円	1,520円	1,900円	2,270 円	3,030円	3,780円	5,300円	6,810円	8,320円
15,000 円まで	890 円	1,330円	1,770円	2, 220 円	2,650円	3,530円	4,410円	6, 180 円	7,940 円	9,710円
20,000 円まで	1,010円	1,520 円	2,020円	2,530 円	3,030 円	4,040 円	5,040 円	7,060 円	9,080円	11,090円
20,000 円を超 える場合 5,000 円までを増すご とに加算する額	130 円	190 円	260 円	320 円	380 円	510 円	630 円	890 円	1,140円	1,390円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

座席数 標準 単位料金	100 席 まで	200 席 まで	300 席 まで	400 席 まで	500 席 まで	750 席 まで	1,000 席 まで	1,500 席 まで	2,000 席 まで	2,000 席 を超える 場合
5,000 円まで	260 円	390 円	520 円	650 円	780 円	1,040 円	1,300円	1,820 円	2,340 円	2,860円
10,000 円まで	320 円	470 円	630 円	780 円	940 円	1,250円	1,560円	2,190円	2,810円	3,440円
15,000 円まで	370 円	550 円	730 円	910 円	1,100円	1,460円	1,820円	2,550円	3, 280 円	4,010円
20,000 円まで	420 円	630 円	840 円	1,040 円	1,250円	1,670円	2,080円	2,920 円	3,750円	4,580 円
20,000 円を超 える場合 5,000 円までを増すご とに加算する額	60 円	80 円	110 円	130 円	160 円	210 円	260 円	370 円	470 円	580 円

(ウ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(10) ダンスパーティなどダンスをさせることを主たる目的とする催物における演奏

① 催物1日1回あたりの使用料は、下表のとおりとする。

面積 標準 単位料金	60 ㎡ まで	120 ㎡ まで	180 ㎡ まで	240 ㎡ まで	300 ㎡ まで	450 ㎡ まで	600 ㎡ まで	750 ㎡ まで	900 ㎡ まで	900 ㎡を 超える 場合
1,000円まで	5,400円	8,100円	10,800円	13,500円	16, 200 円	21,600円	27,000 円	32,400円	37,800 円	54,000 円
2,000円まで	6,500円	9,800円	13,000円	16, 200 円	19,500円	26,000円	32, 400 円	38,900円	45, 400 円	64,800 円
3,000円まで	7,600円	11,400円	15, 200 円	18,900円	22,700円	30, 300 円	37,800 円	45, 400 円	53,000円	75,600 円

標準単位料金が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを増すごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

面積 標準 単位料金	60 ㎡ まで	120 ㎡ まで	180 ㎡ まで	240 ㎡ まで	300 ㎡ まで	450 ㎡ まで	600 ㎡ まで	750 ㎡ まで	900 ㎡ まで	900 ㎡を 超える 場合
1,000 円まで	360 円	540 円	720 円	900 円	1,080円	1,440円	1,800円	2,160円	2,520円	3,600円
2,000 円まで	440 円	650 円	870 円	1,080円	1,300円	1,730円	2,160円	2,600円	3,030円	4,320円
3,000 円まで	510 円	760 円	1,010円	1, 260 円	1,520 円	2,020 円	2,520円	3,030 円	3,530円	5,040円
3,000 円を超え る場合 1,000 円 までを増すごと に加算する額	80 円	110 円	150 円	180 円	220 円	290 円	360 円	440 円	510 円	720 円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

面積 標準 単位料金	60 ㎡ まで	120 ㎡ まで	180 ㎡ まで	240 ㎡ まで	300 ㎡ まで	450 ㎡ まで	600 ㎡ まで	750 ㎡ まで	900 ㎡ まで	900 ㎡ を超え る場合
1,000円まで	150 円	230 円	300 円	380 円	450 円	600 円	750 円	900 円	1,050円	1,500円
2,000 円まで	180 円	280 円	360 円	460 円	540 円	720 円	900 円	1,080円	1,260円	1,800円
3,000 円まで	210 円	330 円	420 円	540 円	630 円	840 円	1,050円	1,260円	1,470円	2,100円
3,000 円を超え る場合 1,000 円 までを増すごと に加算する額		50 円	60 円	80 円	90 円	120 円	150 円	180 円	210 円	300 円

(ウ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の金額の2倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(11) その他の演奏

本規定の(1)から(10)以外の演奏の場合は、(2)の規定に定める使用料額の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定する。

- (1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の備考) (定員)
 - ① 定員とは、演奏会等が開催される会場あるいは場所に設備されている座席等の総数を いい、次により算出した数の合計数とする。
 - (ア) 1人掛けの椅子席については設備されている数
 - (4) 2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を 0.5m で除 して得た数
 - (ウ) 椅子席以外の座席については、当該部分の面積を 1.5 ㎡で除して得た数
 - (エ) 立見席や野外会場等、座席が設備されていない客席については、主催者があらかじめ設定した数。これにより難い場合は、官公署等に届け出た数

(面積)

② 3 演奏会以外の催物における演奏(10)の規定を適用する場合において、面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいう。

(入場料)

③ 入場料とは、演奏会等の主催者が、いずれの名義であっても、入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価(消費税額を含まないもの。以下同じ。)をいう。この対価に等級区分がある場合は、その算術平均額を入場料という。

会費制等により当該演奏会等における入場料額が特定できない場合は、年間会費を演奏会等の回数で除す等して入場料相当額を算出するものとする。

(総入場料算定基準額)

- ④ 総入場料算定基準額は、次により算出するものとする。
 - (ア) 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とする。
 - (4) (7)にかかわらず、本節2又は3(1)の規定を適用する場合において、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額とする。
 - (ウ) (ア)又は(イ)の規定を適用する場合において、入場料に定員数を乗じて得た額が一定の額を超える場合は、別に定める基準に基づき、(ア)又は(イ)の額の範囲内で決定することができる。

(標準単位料金)

⑤ 3 演奏会以外の催物における演奏(9)もしくは(10)の規定を適用する場合において、 標準単位料金とは、客 1 人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金 相当額(いずれの名義をもってするかを問わない。)をいい、その基準についてはそれぞれ次のとおりとし、各項目は加算するものとする。

(9) を適用する場合	飲み物代金+料理代金+サービス料+ テーブルチャージ又は席料+ショーチャージ
	定額料金(注)
(10) を適用する場合	平均入場料
(10) を週用りる場合	(飲み物付き又は飲食物付きを含む。)

(注) 飲食代金に種別がなく、一種類の定額である場合の標準単位料金は、その 額とする。

(レコード演奏)

⑥ 3 演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合において、(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適法に録音された録音物による著作物の演奏(以下「レコード演奏」という。)が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とする。

(その他)

- ① 同一の演奏場所における一の演奏会等において、2 演奏会における演奏及び3 演奏会 以外の催物における演奏の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それ ぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等 を参酌して定める。
- ⑧ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、3 演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。

4 カラオケ施設における演奏等

カラオケボックス、カラオケルームその他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設(本節 10 に該当するものを除く、以下「カラオケ施設」という。)において、著作物を演奏、上映(映画フィルムを用いた上映を除く。)又は伝達(第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。)(以下本節において「演奏等」という。)する場合の使用料は、演奏等が行われる1部屋を単位として、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額使用料は、下表のとおりとする。

区分	分	1	2	3	4
標準単位料金	点 /	10名まで	10 名を超え 30 名まで	30 名を超え 50 名まで	50 名を超え 100 名まで
500 円ま	で	9,000 円	18,000 円	27,000 円	36,000 円
1,000 円ま	で	12,000 円	24,000 円	36,000 円	48,000 円
1,500 円ま	で	15,000 円	30,000 円	45,000 円	60,000 円
2,000 円ま	で	18,000 円	36,000 円	54,000 円	72,000 円

- ① 標準単位料金が 2,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを増すごとに、「2,000 円まで」の場合の使用料に、「500 円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額とする。
- ② 定員が100名を超える場合の使用料は、50名を増すごとに区分4の場合の使用料に、区分1の場合の使用料を加算した額とする。
- (2) (1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - ① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

区	分	1	2	3	4
標準単位料金	定員	10 名まで	10 名を超え 30 名まで	30 名を超え 50 名まで	50 名を超え 100 名まで
500 円 🖥	まで	90 円	180 円	270 円	360 円
1,000円号	まで	120 円	240 円	360 円	480 円
1,500円	まで	150 円	300 円	450 円	600 円
2,000円号	まで	180 円	360 円	540 円	720 円

- (ア) 標準単位料金が 2,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを増すごと に、「2,000 円まで」の場合の使用料に、「500 円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の 額を加算した額とする。
- (イ) 定員が100名を超える場合の使用料は、50名を増すごとに区分4の場合の 使用料に、区分1の場合の使用料を加算した額とする。
- ② 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の使用料の 2 倍の額とする。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料に、その同額を加算した額とする。

(カラオケ施設における演奏等の備考)

(定員)

① 定員とは、施設に設備されている客席の総数をいい、1人掛けの椅子席についてはその数を、2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を 0.5m で除して得た数を、椅子席以外の客席については、当該部分の面積を1.5 ㎡で除して得た数を、それぞれ客席の数とみなす。

(標準単位料金)

- ② 標準単位料金とは、カラオケ施設を利用する場合に1人1時間あたりにつき 通常支払うことを必要とされる料金相当額(消費税額を含まないもの。いずれの 名義をもってするかを問わない。)をいい、その算定方法については、次のとお りとする。
 - (ア) 部屋料に歌唱料が含まれている場合は、1人1時間あたりの部屋料(飲食代金が含まれているかどうかを問わない。また、1人あたりの部屋料相当額が明示されていない場合は、1部屋1時間あたりの部屋料相当額を定員数で除して得た額。以下同じ。)を標準単位料金とする。
 - (イ) 部屋料と1曲1回ごとの歌唱料がある場合は、1人1時間あたりの部屋料と10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額の合算額を標準単位料金とする。
 - (ウ) 部屋料がなく、1曲1回ごとの歌唱料のみである場合は、10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額を標準単位料金とする。
 - (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)により難い場合は、標準単位料金を500円とみなす。
 - (オ) 部屋料又は歌唱料に営業時間等による料金区分がある場合は、それらの算 術平均額を部屋料又は歌唱料とみなす。

(歌曲)

- ③ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は本協会の管理外の場合の使用料は、 1 曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。
- ④ 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合の使用料は、1 曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。

(カラオケ伴奏による歌唱)

- ⑤ (1)及び(2)にかかわらず、専らカラオケ伴奏による歌唱(歌手などの出演者が 出演報酬をうけて行う歌唱は除く。以下本節において同じ。)が行われる場合で あって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、当分の 間、次のとおりとする。
 - (ア) ビデオカラオケによる歌唱

区 分	定	員	月額使用料
1		10名まで	4,000円
2	10名を超え	: 30名まで	8,000円
3	30名を超え	2 50名まで	12,000円
4	50名を超え	100名まで	16,000円

(イ) オーディオカラオケによる歌唱

区 分	定	員	月額使用料
1		10名まで	3,000円
2	10名を超え	2 30名まで	6,000円
3	30名を超え	_ 50名まで	9,000円
4	50名を超え	100名まで	12,000円

- (f) 定員が 100 名を超える場合の使用料は、(1)に定める使用料の額とする。
- (エ) 定員が 3 名までの場合の使用料は、1 部屋の面積が 6 ㎡以上の場合を除き、区分 1 の場合の使用料の $\frac{80}{100}$ の額とする。
- (注) ⑦ ビデオカラオケとは、専ら歌唱の伴奏に供される装置であって音ととも に影像を連続して再生するものをいい、オーディオカラオケとは、ビデオカ ラオケ以外のものをいう(以下本節において同じ。)。
 - (7)による。

5 ダンス教授所における演奏等

ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、原則として1演奏場所又は1上映場所を単位とし、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額使用料は、下表のとおりとする。

① 社交ダンス教授所

ダンス教師の数	30 分間の教授料 (消費税額を含まないもの。以下同 じ。)	月額使用料		
	1,000 円まで	3,000 円		
1 人~ 3 人	2,000 円まで	4,500 円		
	3,000 円まで	6,000 円		
	1,000 円まで	5,000 円		
4 人~6 人	2,000 円まで	7,500 円		
	3,000 円まで	10,000 円		
	1,000 円まで	7,000 円		
7人~9人	2,000 円まで	10,500円		
	3,000 円まで	14,000 円		
	1,000 円まで	10,000 円		
10人~12人	2,000 円まで	15,000 円		
	3,000 円まで	20,000 円		

- (ア) ダンス教師の数が 12 人を超える場合の使用料は、ダンス教師の数が 3 人までを超えるごとに、「10 人~12 人」の場合の使用料に、「1 人~3 人」の場合の使用料を加算した額とする。
- (4) 30 分間の教授料が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを超えるごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使

用料の $\frac{50}{100}$ の額を加算した額とする。

② 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所

面積	30 分間の教授料	月額使用料
	1,000 円まで	6,000 円
60㎡まで	2,000 円まで	8,000 円
	3,000 円まで	9,000 円
	1,000 円まで	9,000 円
120㎡まで	2,000 円まで	11,000 円
	3,000 円まで	13,000 円
	1,000 円まで	12,000 円
180㎡まで	2,000 円まで	15,000 円
	3,000 円まで	17,000 円
	1,000 円まで	15,000 円
240㎡まで	2,000 円まで	18,000 円
	3,000 円まで	21,000 円
	1,000 円まで	18,000 円
300㎡まで	2,000 円まで	22,000 円
	3,000 円まで	26,000 円

- (ア) 面積が 300 ㎡を超え 900 ㎡までの場合の使用料は、150 ㎡までを増すご とに、「300 ㎡まで」の場合の使用料に、「60 ㎡まで」の場合の使用料を加算し た額とする。
- (4) 面積が 900 ㎡を超える場合の使用料は、900 ㎡までの場合の使用料に、「300 ㎡まで」の場合の使用料を加算した額とする。
- (ウ) 30 分間の教授料が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを超えるごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

- (2) (1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - ① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

30 分間の教授料 面 積		10,000円まで	15,000 円ま で	20,000 円ま	20,000 円を超 える場合 5,000 円までを増すご とに加算する額
60 ㎡まで	90 円	110 円	130 円	150 円	20 円
120 ㎡まで	140 円	170 円	200 円	230 円	30 円
180 ㎡まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
240 ㎡まで	230 円	280 円	330 円	370 円	50 円
300 ㎡まで	270 円	330 円	380 円	440 円	60 円
450 ㎡まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
600 ㎡まで	450 円	540 円	630 円	720 円	90 円
750 ㎡まで	540 円	650 円	760 円	870 円	110 円
900 ㎡まで	630 円	760 円	890 円	1,010円	130 円
1,125 ㎡まで	720 円	870 円	1,010円	1,160円	150 円
1,500 ㎡まで	900 円	1,080円	1,260円	1,440円	180 円
2,250 ㎡まで	1,260円	1,520円	1,770円	2,020 円	260 円
3,000 ㎡まで	1,620円	1,950円	2,270 円	2,600円	330 円
3,000 ㎡を超える場合	1,980円	2,380 円	2,780 円	3, 170 円	400 円

② ①にかかわらず、適法に録音された録音物により著作物の演奏が行われる場

合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとする。

30 分間の教授料 面 積	5,000円まで	10,000円まで	15,000円まで	20 000 田まで	20,000 円を超 える場合 5,000 円までを増すご とに加算する額
60 m²まで	40 円	50 円	60 円	70 円	10 円
120 ㎡まで	60 円	80 円	90 円	100 円	20 円
180 ㎡まで	80 円	100 円	120 円	130 円	20 円
240 ㎡まで	90 円	120 円	140 円	150 円	20 円
300 ㎡まで	110 円	140 円	160 円	180 円	30 円
450 ㎡まで	150 円	180 円	210 円	240 円	30 円
600 ㎡まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
750 ㎡まで	220 円	270 円	310 円	360 円	50 円
900 ㎡まで	260 円	320 円	370 円	420 円	60 円
1,125 ㎡まで	290 円	350 円	410 円	470 円	60 円
1,500 ㎡まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
2,250 ㎡まで	510 円	620 円	720 円	820 円	110 円
3,000 ㎡まで	650 円	780 円	910 円	1,040 円	130 円
3,000 ㎡を超える場合	800 円	960 円	1,120円	1,280 円	160 円

- ③ ①にかかわらず、ビデオグラムの上映が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、①の使用料の $\frac{60}{100}$ の額とする。
- ④ 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(ダンス教授所における演奏等の備考)

(ダンス教師の数)

- ① ダンス教師の数とは、当該施設において対価(名目の如何を問わない。)を得てダンスを教授する者の総数をいう。
- ② 上記①に該当する者で、一日の勤務時間を問わず週4日以上勤務をする者についてはその人数を1人と、週3日以内勤務をする者については0.5人とし、それぞれを合算した人数をダンス教師の数とする。

なお、1人に満たない端数が出た場合は、切り上げとする。

(面積)

③ 面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいう。

(30 分間の教授料)

④ 30分間の教授料とは、名義を問わず、客がダンスのレッスンを受けるために支払う もの(消費税額を含まないもの。)で、1 教程に支払う対価を 30 分の割合にした料金 をいう。

なお、この料金に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。

6 フィットネスクラブにおける演奏等

フィットネスクラブ(屋内にスタジオ、マシンジム、プールなどの運動設備を設け、インストラクター、トレーナーなどの運動技術指導者を配置し、利用客に対する運動の指導又は管理を実施する施設をいう。)において、当該運動の指導又は管理とともに演奏等により著作物を利用する場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

(1)年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの月額使用料は、下表のとおりとする。

面積 月会費	50坪 (165㎡)まで	60坪 (198㎡)まで	70坪 (231㎡)まで	80坪 (264㎡)まで	90坪 (297㎡)まで	100坪 (330㎡)まで	110坪 (363㎡)まで	120坪 (396㎡)まで	130坪 (429㎡)まで	140坪 (462㎡)まで	150坪 (495㎡)まで	加算(※2)
5,000円まで	3,100円	3,720円	4,340円	4,960円	5,580円	6,200円	6,820円	7,440円	8,060円	8,680円	9,300円	620円
5,500円まで	3,400円	4,080円	4,760円	5,440円	6,120円	6,800円	7,480円	8,160円	8,840円	9,520円	10,200円	680円
6,000円まで	3,700円	4,440円	5,180円	5,920円	6,660円	7,400円	8,140円	8,880円	9,620円	10,360円	11,100円	740円
6,500円まで	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円	7,200円	8,000円	8,800円	9,600円	10,400円	11,200円	12,000円	800円
7,000円まで	4,300円	5,160円	6,020円	6,880円	7,740円	8,600円	9,460円	10,320円	11,180円	12,040円	12,900円	860円
7,500円まで	4,600円	5,520円	6,440円	7,360円	8,280円	9,200円	10,120円	11,040円	11,960円	12,880円	13,800円	920円
8,000円まで	4,900円	5,880円	6,860円	7,840円	8,820円	9,800円	10,780円	11,760円	12,740円	13,720円	14,700円	980円
8,500円まで	5,200円	6,240円	7,280円	8,320円	9,360円	10,400円	11,440円	12,480円	13,520円	14,560円	15,600円	1,040円
9,000円まで	5,500円	6,600円	7,700円	8,800円	9,900円	11,000円	12,100円	13,200円	14,300円	15,400円	16,500円	1,100円
9,500円まで	5,800円	6,960円	8,120円	9,280円	10,440円	11,600円	12,760円	13,920円	15,080円	16,240円	17,400円	1,160円
10,000円まで	6,100円	7,320円	8,540円	9,760円	10,980円	12,200円	13,420円	14,640円	15,860円	17,080円	18,300円	1,220円
10,500円まで	6,400円	7,680円	8,960円	10,240円	11,520円	12,800円	14,080円	15,360円	16,640円	17,920円	19,200円	1,280円
11,000円まで	6,700円	8,040円	9,380円	10,720円	12,060円	13,400円	14,740円	16,080円	17,420円	18,760円	20,100円	1,340円
11,500円まで	7,000円	8,400円	9,800円	11,200円	12,600円	14,000円	15,400円	16,800円	18,200円	19,600円	21,000円	1,400円
12,000円まで	7,300円	8,760円	10,220円	11,680円	13,140円	14,600円	16,060円	17,520円	18,980円	20,440円	21,900円	1,460円
12,500円まで	7,600円	9,120円	10,640円	12,160円	13,680円	15,200円	16,720円	18,240円	19,760円	21,280円	22,800円	1,520円
加算(※1)	300円	360円	420円	480円	540円	600円	660円	720円	780円	840円	900円	

※1 月会費が 12,500 円を超える場合、500 円までを増すごとに加算する額。

※2 面積が 150 坪 (495 m²) を超える場合、10 坪 (33 m²) までを増すごとに加算する額。

- (2)(1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
- ① 利用時間が5分までの使用料は、下表のとおりとする。

面積 月会費	50坪 (165㎡)まで	70坪 (231㎡)まで	90坪 (297㎡)まで	110坪 (363㎡)まで	130坪 (429㎡)まで	150坪 (495㎡)まで	加算(※4)
5,000円まで	30円	40円	60円	70円	80円	90円	10円
6,500円まで	40円	60円	70円	90円	100円	120円	20円
8,000円まで	50円	70円	90円	110円	130円	150円	20円
9,500円まで	60円	80円	100円	130円	150円	170円	20円
11,000円まで	70円	90円	120円	150円	170円	200円	30円
12,500円まで	80円	110円	140円	170円	200円	230円	30円
加算(※3)	10円	10円	10円	20円	20円	30円	

- ※3 月会費が12,500円を超える場合、1,500円までを増すごとに加算する額。
- ※4 面積が 150 坪 (495 m²) を超える場合、20 坪 (66 m²) までを増すごとに加算する額。
 - ② 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(フィットネスクラブにおける演奏等の備考)

(上映)

① 上映には、映画フィルムを用いた上映を含まない。

(伝達)

② 伝達には、第12節 BGM 規定の適用を受ける伝達を含まない。

(運動設備)

③ 運動設備とは、名称の如何を問わず、エアロビクス、ダンス、サーキットトレーニング、マシントレーニング、アクアビクス等の運動を行う目的で用意された設備をいう。

(月会費)

- ④ 月会費とは、当該施設を全営業日の全営業時間利用可能な利用客がその対価として通常支払うことが必要とされる1か月当たりの額(消費税相当額を含まない。)をいう。
- ⑤ 月会費の設定がない場合は、(1)表及び(2)表の月会費 5,000 円までの区分を適用する。

(面積)

- ⑥ 面積とは、
 - (ア) 著作物の演奏等が行われる場所(遮蔽物で仕切られた区域全体をいう。)の面積をいう。ただし、プールについては水面部分(一部分をコースロープで仕切って利用する場合は、著作物の演奏等を伴う運動の指導又は管理が行われる部分)の面積をいう。
 - (4) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ施設において、スタジオ、ジム、プールなどの複数の場所で演奏等が行われる場合は、これらの場所の面積を合計したものをいう。
 - (ウ) 専ら上映又は伝達が行われる場合については、当該場所の面積に $\frac{40}{100}$ を乗じて得た数を面積とみなす。

(使用料計算の特例)

- ⑦ 面積が 20 坪 (66 ㎡) 以下の施設において演奏等が行われる場合で、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は (1) 表の面積 50 坪 (165 ㎡) までの区分に定める各使用料額の $\frac{50}{100}$ の額とする。
- ⑧ 利用客に対する運動の指導又は管理とともに、専ら放送又は有線放送の伝達が行われる場合については、当分の間、使用料を免除する。
- ⑨ フィットネスクラブにおける演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

7 カルチャーセンターにおける演奏等

カルチャーセンター、文化教室、オープンカレッジその他設備を設け、教養、技能、技芸、運動等の複数の分野の講座を恒常的に開設し、教授する事業を行う施設(以下「カルチャーセンター」という。)において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節 1、2、3、4、5、6、8 及び 9 の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の 1 施設あたりの年額使用料は、受講料収入 算定基準額の $\frac{1}{100}$ の額とする。
- (2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。
 - ① 演奏等が行われる講座1回あたりの使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 講座 1回の受講料	10名 まで	15名 まで	20名 まで	25名 まで	30名 まで
1,000円まで	150 円	220 円	300 円	370 円	450 円
1,500 円まで	220 円	330 円	450 円	560 円	670 円
2,000 円まで	300 円	450 円	600 円	750 円	900 円
2,500 円まで	370 円	560 円	750 円	930 円	1,120円
3,000 円まで	450 円	670 円	900 円	1,120円	1,350円
3,500 円まで	520 円	780 円	1,050円	1,310円	1,570円
4,000 円まで	600 円	900 円	1,200円	1,500円	1,800円
4,500 円まで	670 円	1,010円	1,350円	1,680円	2,020 円
5,000円まで	750 円	1,120円	1,500円	1,870円	2,250 円

講座1回の受講料が5,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを増すごとに、「5,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料を加算した額とする。

受講者数が30名を超える場合の使用料は、10名までを増すごとに、「30名まで」の場合の使用料に、「10名まで」の場合の使用料を加算した額とする。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は下表のとおりとする。
- (ア) 利用時間が5分までの使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 講座 1回の受講料	10名 まで	15名 まで	20名 まで	25名 まで	30名 まで
1,000円まで	50 円	70 円	100 円	120 円	150 円
2,000円まで	100 円	150 円	200 円	250 円	300 円
3,000円まで	150 円	220 円	300 円	370 円	450 円
4,000円まで	200 円	300 円	400 円	500 円	600 円
5,000円まで	250 円	370 円	500 円	620 円	750 円

講座1回の受講料が5,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを増すごとに、「5,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料を加算した額とする。

受講者数が30名を超える場合の使用料は、10名までを増すごとに、「30名まで」の場合の使用料に、「10名まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(4) 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、 利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(カルチャーセンターにおける演奏等の備考)

(演奏等)

① 演奏等とは、著作物を演奏、上映(映画フィルムを用いた上映を除く。)又は伝達(第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。)することをいう。

(年度区分)

② (1)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

(受講料)

③ 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、講座を受講するにあたり通常必要となる受講者1人あたりの料金(消費税額を含まないもの。)をいう。ただし、別途特別な教材費、会場使用料及び楽器使用料の負担の明示がある場合にはその額を控除して得た額をいう。

会費制等により講座毎の受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利用

状況等を参酌して、受講料を算出する。

(受講料収入算定基準額)

④ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理する著作物利用講座の受講料収入の額とする。但し、これにより難い場合は、音楽を利用した全ての講座の受講料収入の50/100 の額とする。

(講座1回の受講料)

⑤ 講座1回の受講料とは、当該講座の受講料(受講料に等級区分がある場合は、その算 術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。)を開講回数で除し て得た額とする。

(受講者数)

⑥ 受講者数とは、募集定員をいう。ただし、(2)の規定において、あらかじめ受講者数 が確定している場合にはその数とする。

(著作物1曲1回ごとの使用料)

⑦ 著作物 1 曲 1 回ごとの使用料とは、著作物の全部又は一部を 1 回利用するごとの使用料をいう。

(使用料計算の特例)

- ⑧ (1)の規定を適用する場合において、開業年度の使用料は、最初の講座を開講した日から一定期間の受講料収入を、開講から年度末までの期間の受講料収入に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。
- ⑨ (1)の規定を適用する場合において、使用料を算定する年度の前年度において受講料収入を得る期間が1年に満たないときの使用料は、年間の受講料収入に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。
- ⑩ (2)①又は②の規定を適用する場合において、受講者数が5名までの場合の使用料は、該当する表の10名までの区分に定める各使用料額の50 の額とする。

(その他)

① カルチャーセンターにおける演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

8 社交場における演奏等

ライブハウス、キャバレー、ディスコ、バー、スナック、旅館その他設備を設け客に飲食又はダンスをさせる営業を行う施設(以下「社交場」という。)において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節 1、2、3 及び 9 の規定にかかわらず (3 の(9) 及び(10) に該当するものは除く。)、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 使用料の種類

社交場における演奏等の使用料の種類は、次のとおりとする。

- ① 包括的利用許諾契約を結ぶ場合
 - (ア) 年間をとおして毎月音楽を利用する場合の月額使用料 (年間利用月額)
 - (イ) 1年に満たない一定期間音楽を利用する場合の月額使用料 (期間利用月額)
 - (ウ) 1日1回あたりの使用料
- ② ①によらない場合 1曲1回の使用料
- (2) 使用料の適用区分

社交場における演奏等の使用料は、原則として1演奏場所又は1上映場所を単位 とし、次のとおりとする。

区分1 主として不特定の客を対象とする営業

① ライブハウスなど、主として客に音楽を聞かせることを目的として、音楽を利用 する場合

・・・・・別表 1、別表 7 又は別表 8

- ② キャバレー、ショーパブ、レストランシアターなど、主として客にショーもしくは芸能を鑑賞させ、又はダンスをさせることを目的として、演奏時間を設けて音楽を利用する場合
- ・・・・・別表 2、別表 7 又は別表 8
- ③ ディスコ、ダンスホールなど、主として客にダンスをさせることを目的として、 営業時間をとおして音楽を利用する場合
- ・・・・・別表3又は別表8

- ④ バー、スナック、居酒屋、レストランなど、区分1①乃至③以外の音楽利用
- ・・・・・別表4、別表7又は別表8
- 区分2 団体客、招待客など主として特定の客を対象とする営業
- ⑤ 結婚会館、料理店、旅館、ホテルなどの施設における営業であって、宴会を主たる目的とするもの
- ・・・・・別表5、別表7又は別表8
- 区分3 主として宿泊客を対象とする営業
- ⑥ 旅館、ホテルなどの宿泊施設において、主として宿泊客を対象とするもの
 - ・・・・・別表 6 又は別表 8

(社交場における演奏等の備考)

(演奏)

① 演奏とは、生演奏又はレコード演奏をいう。

(生演奏)

② 生演奏とは、ピアノ、ギターなどの楽器を用いて行う演奏又は歌手などの歌唱をいう。ただし、カラオケ伴奏による歌唱を含まない。

(レコード演奏)

- ③ レコード演奏とは、適法に録音された録音物を用いて行う演奏をいう。ただし、第 12 節 BGM 規定の適用を受ける演奏を含まない。
- ④ 区分 1 において自動演奏機能付ピアノ、ジュークボックス (貨幣式自動演奏設備)及びこれに類似する設備によりレコード演奏を行う場合の使用料は、別表 4 に定める各演奏時間区分の月額使用料又は別表 8 の 4 に定める 1 曲 1 回の使用料のそれぞれ $\frac{40}{100}$ の額とする。

(カラオケ伴奏による歌唱)

⑤ カラオケ伴奏による歌唱とは、カラオケ設備により行う客の歌唱をいう。

(伝達)

- ⑥ 伝達とは、有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達することをいう。ただし、第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を含まない。
- ⑦ 区分1②、③及び区分3⑥「宴会場以外の施設」において伝達が行われる場合の使 用料は、各別表に定める演奏の使用料額とする。

(ビデオグラムの上映)

- ⑧ ビデオグラムとは、第7節ビデオグラム録音の規定により著作物を録音したものをいい、ビデオグラムの上映は、歌唱の伴奏として行われるビデオグラムの上映を含まない。
- ⑨ 区分 1①、②、④及び区分 3⑥「宴会場以外の施設」においてビデオグラムの上映が行われる場合の使用料は、該当する別表に定める演奏(演奏時間区分がある場合は、当該演奏時間区分による)の月額使用料の $\frac{60}{100}$ の額又は映像表示装置(モニター) 1台あたり月額 2,000 円のいずれか少ない額とする。
- ⑩ 区分 1①から区分 3⑥においてビデオグラムの上映が行われる場合の 1 曲 1 回の使用料は、別表 8 に定める演奏の使用料の $\frac{60}{100}$ の額とする。

(座席数、面積)

- ① 座席数とは、社交場に設備されている客席の総数をいう。
- 12 面積とは、
 - (ア) 区分 1③においては、客に飲食もしくはダンスをさせ、又は歌唱させるために設けられた場所(客などが利用するための通路を含む。)の面積を合算したものをいう。
 - (4) 区分 2⑤においては、主として宴会のために設けられた場所(壁など固定の 遮蔽物により仕切られた部分)の面積をいう。
- ③ 座席数の算定方法は、次のとおりとする。
 - (ア) 椅子席等の場合

1人用の椅子又は座席については、その数を、2人掛け以上の長椅子式の椅子席にあっては、当該椅子席の正面巾を 0.5m で除して得た数を座席数とみなす。

(イ) その他の場合

椅子又は座席以外の客席(客にダンスをさせるための場所を含む。)については、当該部分の面積を1.5 m²で除して得た数を座席数とみなす。

(ウ) 社交員数の控除

区分 1@及び $ext{@}$ に該当し、キャバレーなど風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第 2 条 1 号乃至 2 号に定める、客の接待を行う営業で、都道 府県公安委員会の許可を受けている社交場において、ホステスなどの常勤の社 交員がいる場合は、座席数 81 席以上のものは、その座席数の $\frac{20}{100}$ の数を限度 とし、区分 1 ④の座席数が 41 席以上 80 席までのものは、その座席数の $\frac{10}{100}$ の数を限度とし、(7) 又は(4) により算定した座席数から常勤の社交員数を控除した数を座席数とする。

(標準単位料金)

④ 標準単位料金とは、客1人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額(いずれの名義をもってするかを問わない)をいい、その基準については、使用料規程取扱細則に定める。

(月額使用料)

⑤ 別表 5 から別表 7 (1) において、年間をとおして毎月音楽を利用する場合と、1 年 に満たない一定期間音楽を利用する場合の月額使用料は同額とする。

(1曲1回あたりの使用料)

- ⑤ 1曲1回あたりの使用料とは、著作物の全部又は一部を1回利用するごとの使用料をいう。
- ⑩ 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(使用料の計算の特例)

- ® 区分 1①、②及び④において、月間演奏時間が 10 時間までの場合の使用料は、該当する別表に定める月間 30 時間までの演奏の使用料の $\frac{50}{100}$ の額とする。
- ⑨ 区分1①、②及び④において演奏が行なわれる場合で、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料の額が別表に定める月額使用料により難い場合は、各別表に定める1曲1回の使用料を積算する方式により著作物の利用頻度を参酌し、月額使用料または年額使用料を定めることができる。

上記により算出した年間の使用料が 12,000 円を下回る場合は、年額 12,000 円とする。

- ② 区分 1③において、月間演奏日数が 3 日までの場合は、別表に定める月間 10 日間までの演奏等の使用料の $\frac{30}{100}$ の額を 1 日の使用料とする。この場合の 1 日とは、当該演奏等が行われる施設の営業開始時間から終了時間までをいう。
- ② 同一場所において、演奏、ビデオグラムの上映及びカラオケ伴奏による歌唱のうち、2以上の異なる方法の演奏等により著作物を利用する場合の計算は、次のとおりとする。
 - (ア) 区分1①、②及び④において演奏と、本備考④の適用を受けるレコード演奏と が行われる場合は、それぞれの演奏時間を合算した総演奏時間を演奏時間とし、 該当する別表に定める月額使用料の額又は各利用方法ごとに算出した使用料を合 算した額のいずれか少ない額とする。
 - (4) 区分1①、②及び④において演奏と、ビデオグラム上映及びカラオケ伴奏による歌唱の2以上の異なる方法による演奏等が行われる場合は、各利用方法ごとに 算出した使用料を合算した額とする。

- (ウ) 区分1④において、本備考④の適用を受けるレコード演奏、ビデオグラム上映 及びカラオケ伴奏による歌唱の2以上の方法による演奏等が行われる場合は、各 利用方法ごとに算出した使用料を合算した額とする。
- (エ) 区分 3⑥の「宴会場以外の施設」において、別表 6⑧の適用を受けるレコード演奏、ビデオグラム上映及びカラオケ伴奏による歌唱の 2 以上の方法による演奏等が行われる場合は、別表 6「宴会場以外の施設」の演奏の月額使用料の $\frac{60}{100}$ の額又は各利用方法ごとに算出した使用料を合算した額のいずれか少ない額とする。
- (オ) 区分3⑥の「宴会場以外の施設」において生演奏と、レコード演奏、カラオケ 伴奏による歌唱など他の方法による演奏等が行われる場合は、別表6の「宴会場 以外の施設」の演奏の月額使用料の額とする。
- (カ) (ア)、(イ) 及び(ウ) にかかわらず、区分 1④において別表 7(2)(注) のに該当するカラオケ伴奏による歌唱がある場合の使用料の計算は、次のとおりとする。
 - ⑦ 演奏等とカラオケ伴奏による歌唱とが行われる場合は、それぞれの演奏時間を合算した総演奏時間を演奏時間とし、別表 4 に定める各演奏時間区分の月額使用料の額とする。
 - (1) ビデオグラムの上映と、カラオケ伴奏による歌唱とが行われる場合は、 別表 7 (1) に定める使用料の額とする。

(その他)

② 社交場における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の額の範囲内で決定する。

別表

①包括的利用許諾契約を結ぶ場合

別表 1 (区分 1①)

	演奏の方法	月間 30 時 演		月間 30 時 60 時間ま		月間 60 時 演	
座席数	標準	年間利用 月 額	期間利用 月 額	年間利用 月 額	期間利用 月 額	年間利用 月 額	期間利用月
	単位料金	/) TE	/J 11X)) 11X	/1 1E	/1 tx	71 119
20 席	1,000 円まで	8,000円	10,000 円	12,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
まで	2,000 円まで	10,000円	12,500 円	15,000 円	18,750 円	24,000 円	30,000 円
6	3,000 円まで	12,000円	15,000 円	17,000 円	21,250 円	28,000 円	35,000 円
30 席	1,000 円まで	12,000円	15,000 円	17,000 円	21,250 円	27,000 円	33,750 円
まで	2,000 円まで	14,000 円	17,500円	21,000 円	26, 250 円	33,000 円	41,250 円
8	3,000 円まで	16,000円	20,000 円	24,000 円	30,000 円	38,000 円	47,500 円
40 席	1,000 円まで	15,000円	18,750円	22,000 円	27,500 円	36,000 円	45,000 円
まで	2,000 円まで	18,000円	22,500 円	27,000 円	33,750 円	44,000 円	55,000円
6	3,000 円まで	21,000円	26,250 円	31,000 円	38,750 円	51,000円	63,750 円
60 席	1,000 円まで	18,000円	22,500 円	27,000 円	33,750 円	45,000 円	56,250 円
まで	2,000 円まで	22,000 円	27,500円	33,000 円	41,250 円	54,000 円	67,500円
<i>x</i> (3,000 円まで	26,000 円	32,500 円	38,000 円	47,500 円	63,000 円	78,750 円
80 席	1,000 円まで	22,000 円	27,500円	33,000 円	41,250 円	54,000 円	67,500円
まで	2,000 円まで	27,000 円	33,750 円	40,000 円	50,000 円	65,000 円	81,250 円
<i>z</i> (3,000 円まで	32,000 円	40,000 円	47,000 円	58,750 円	76,000 円	95,000 円
120 席	1,000 円まで	30,000 円	37,500 円	44,000 円	55,000 円	72,000 円	90,000 円
120 席	2,000 円まで	36,000 円	45,000 円	53,000 円	66, 250 円	87,000 円	108,750円
3 (3,000 円まで	42,000 円	52,500 円	62,000 円	77,500 円	101,000円	126, 250 円
160 亩	1,000 円まで	36,000 円	45,000 円	54,000 円	67,500 円	90,000 円	112,500円
160 席	2,000 円まで	44,000 円	55,000 円	65,000 円	81,250円	108,000 円	135,000 円
まで	3,000 円まで	51,000円	63,750 円	76,000 円	95,000 円	126,000 円	157,500円
000 産	1,000 円まで	44,000 円	55,000 円	65,000 円	81,250円	108,000 円	135,000 円
200 席	2,000 円まで	52,000 円	65,000 円	78,000 円	97,500円	130,000 円	162,500円
まで	3,000 円まで	61,000円	76,250 円	91,000 円	113,750円	152,000 円	190,000円
200 度	1,000 円まで	58,000 円	72,500 円	87,000 円	108,750円	144,000 円	180,000円
300 席	2,000 円まで	70,000 円	87,500円	105,000 円	131,250円	173,000 円	216, 250 円
まで	3,000 円まで	82,000 円	102,500 円	122,000 円	152,500 円	202,000 円	252,500 円
400 座	1,000円まで	72,000 円	90,000円	108,000 円	135,000 円	180,000 円	225,000円
400 席	2,000円まで	87,000円	108,750 円	130,000 円	162,500 円	216,000 円	270,000円
まで	3,000 円まで						
500 盛	1,000円まで			130,000 円	162,500 円		
500 席	2,000円まで			156,000 円	195,000 円	260,000 円	325,000円
まで	3,000円まで				227, 500 円	303,000 円	
500 席	1,000円まで	116,000円			216, 250 円	288,000 円	-
を超える	2,000円まで				260,000 円	346,000 円	
場合	3,000円まで				303,750 円		

標準単位料金が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを増すごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表 2 (区分 1②)

	演奏の方法	月間 30 時 演		月間 30 時 60 時間ま		月間 60 時 演	
座席数	標準単位料金	年間利用 額	期間利用 類	年間利用 有 額	期間利用 額	年間利用 有 額	期間利用月
10 15	1,000円まで 3,000円まで	12,000円 15,000円	15,000 円 18,750 円	17,000 円 22,000 円	21, 250 円 27, 500 円	27,000 円 36,000 円	33,750 円 45,000 円
40 席 まで	5,000円まで 10,000円まで 15,000円まで	18,000 円 22,000 円 26,000 円	22,500 円 27,500 円 32,500 円	27,000 円 33,000 円 38,000 円	33,750 円 41,250 円 47,500 円	45,000 円 54,000 円 63,000 円	56, 250 円 67, 500 円 78, 750 円
	20,000 円まで 1,000 円まで	30,000 円 14,000 円	37,500 円 17,500 円	44,000 円 21,000 円	55,000 円 26,250 円	72,000 円 35,000 円	90,000 円 43,750 円
60 席 まで	3,000円まで 5,000円まで 10,000円まで	19,000 円 23,000 円 28,000 円	23,750 円 28,750 円 35,000 円	28,000 円 35,000 円 42,000 円	35,000 円 43,750 円 52,500 円	46,000 円 57,000 円 69,000 円	57, 500 円 71, 250 円 86, 250 円
	15,000 円まで 20,000 円まで	32,000 円 37,000 円	40,000 円 46,250 円	48,000 円 55,000 円	60,000 円 68,750 円	80,000 円 92,000 円	100,000 円 115,000 円
80 席	1,000円まで 3,000円まで 5,000円まで	17,000 円 23,000 円 28,000 円	21, 250 円 28, 750 円 35, 000 円	25,000 円 33,000 円 41,000 円	31, 250 円 41, 250 円 51, 250 円	41,000 円 55,000 円 68,000 円	51, 250 円 68, 750 円 85, 000 円
まで	10,000 円まで 15,000 円まで	34,000 円 39,000 円	42,500 円 48,750 円	50,000 円 58,000 円	62,500 円 72,500 円	82,000 円 96,000 円	102,500 円 120,000 円
	20,000円まで 1,000円まで 3,000円まで	44,000 円 20,000 円 27,000 円	55,000 円 25,000 円 33,750 円	66,000 円 30,000 円 40,000 円	82,500 円 37,500 円 50,000 円	109,000 円 49,000 円 65,000 円	61,250円
120 席 まで	5,000 円まで 10,000 円まで	33,000 円 40,000 円	41, 250 円 50, 000 円	49,000 円 59,000 円	61, 250 円 73, 750 円	81,000 円 98,000 円	101, 250 円 122, 500 円
	15,000円まで 20,000円まで 1,000円まで	46,000 円 53,000 円 26,000 円	57, 500 円 66, 250 円 32, 500 円	69,000 円 79,000 円 38,000 円	86, 250 円 98, 750 円 47, 500 円	114,000 円 130,000 円 62,000 円	
160 席	3,000 円まで 5,000 円まで	34,000 円 42,000 円	42,500 円 52,500 円	50,000 円 62,000 円	62,500 円 77,500 円	82,000 円 102,000 円	102,500 円 127,500 円
まで	10,000円まで 15,000円まで 20,000円まで	50,000 円 58,000 円 67,000 円	62,500 円 72,500 円 83,750 円			143,000 円	153,750 円 178,750 円 205,000 円
	1,000 円まで 3,000 円まで	30,000円 40,000円	37, 500 円 50, 000 円	45,000 円	56, 250 円 75, 000 円	74,000 円	
200 席 まで	5,000円まで 10,000円まで 15,000円まで	50,000 円 60,000 円 70,000 円	62,500 円 75,000 円 87,500 円	89,000円	92,500円 111,250円 130,000円	122,000 円 147,000 円 171,000 円	183,750円
	20,000円まで 1,000円まで	80,000 円 40,000 円	100,000 円 50,000 円	119,000 円 59,000 円	148, 750 円 73, 750 円	196,000 円 98,000 円	245,000 円 122,500 円
300 席 まで	3,000円まで 5,000円まで 10,000円まで	53,000 円 66,000 円 79,000 円	66, 250 円 82, 500 円 98, 750 円	79,000 円 98,000 円 118,000 円	98,750 円 122,500 円 147,500 円	130,000 円 162,000 円 195,000 円	202,500円
6	10,000 円まで 15,000 円まで 20,000 円まで	92,000 円	115,000円		172,500 円	193,000 円 227,000 円 260,000 円	283,750円

別表 2 (区分 1②)

	Λ	1					
	演奏の方法	月間 30 時 演		月間 30 時 60 時間ま		月間 60 時 演	-
座席数	標準単位料金	年間利用 月 額	期間利用 類	年間利用 類	期間利用 有 額	年間利用 類	期間利用 有 額
	1,000円まで	50,000 円	62,500 円	74,000 円	92,500 円	122,000 円	152,500 円
	3,000円まで	66,000 円	82,500 円				
400 席	5,000円まで	82,000 円		122,000 円	152,500 円	203,000 円	
まで	10,000円まで	98,000 円	122,500 円		183,750 円	244,000 円	305,000 円
	15,000 円まで	114,000円	142,500 円	171,000 円	213,750 円	285,000 円	356, 250 円
	20,000 円まで	131,000円	163,750 円	196,000 円	245,000 円	325,000 円	406, 250 円
	1,000円まで	59,000円	73,750 円	88,000円	110,000円	146,000 円	182,500円
	3,000 円まで	78,000 円	97,500円	117,000 円	146, 250 円	195,000 円	243,750 円
500 席	5,000 円まで	98,000 円	122,500 円	146,000 円	182,500 円	243,000 円	303,750 円
まで	10,000 円まで	118,000 円	147,500 円	176,000 円	220,000 円	292,000 円	365,000 円
	15,000 円まで	137,000 円	171,250 円	205,000 円	256, 250 円	341,000 円	426, 250 円
	20,000 円まで	156,000 円	195,000 円	234,000 円	292,500 円	389,000 円	486, 250 円
	1,000円まで	78,000 円	97,500円	117,000 円	146, 250 円	195,000 円	243,750 円
	3,000 円まで	104,000 円	130,000 円	156,000 円	195,000 円	260,000 円	325,000 円
750 席	5,000 円まで	130,000 円	162,500 円	195,000 円	243,750 円	324,000 円	405,000 円
まで	10,000 円まで	156,000 円	195,000 円	234,000 円	292,500 円	389,000 円	486, 250 円
	15,000 円まで	182,000円	227,500 円	273,000 円	341,250 円	454,000 円	567,500 円
	20,000 円まで	208,000 円	260,000 円	312,000 円	390,000 円	519,000 円	648,750 円
750 席	1,000円まで	98,000 円	122,500 円	146,000 円	182,500 円	243,000 円	303,750 円
	3,000円まで		162,500 円	195,000 円	243,750 円	324,000 円	405,000 円
を超える	5,000円まで	162,000 円	202,500円	243,000 円	303,750 円	405,000 円	506, 250 円
場合	10,000 円まで	195,000 円	243,750 円	292,000 円	365,000 円	486,000 円	607,500円
勿口	15,000 円まで		285,000 円	341,000 円	426, 250 円	567,000 円	708,750 円
	20,000 円まで	260,000 円	325,000 円	389,000 円	486, 250 円	648,000 円	810,000 円

標準単位料金が 20,000 円を超える場合の使用料は、5,000 円までを増すごとに、「20,000 円まで」の場合の使用料に、「5,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表 3 (区分 1③)

7 1#	演奏の方法	月間 10 日 演 <i>募</i>			間を超え での演奏等	月間 20 日 演奏	
面積	標準	年間利用	期間利用	年間利用	期間利用	年間利用	期間利用
	単位料金	月額	月 額	月 額	月額	月 額 31 000 E	月 額
45 m²	1,000円まで	9,000円	11,250円	13,000円	16, 250 円	21,000円	26, 250 円
まで	3,000円まで	12,000 円 15,000 円	15,000円	17,000円	21, 250 円	28,000円	35,000円
	5,000円まで	12,000円	17,500円	21,000円	26, 250 円	34,000 円 27,000 円	42,500 円 33,750 円
60 m²	1,000円まで 3,000円まで	15,000円	15,000 円 18,750 円	17,000 円 22,000 円	21, 250 円 27, 500 円	, , , , , ,	45,000円
まで	5,000円まで	18,000円	22,500円	, , , , ,	33,750円	36,000円	
	1,000円まで		17,500円	27,000 円 21,000 円	26, 250 円	45,000 円 35,000 円	56, 250 円
90 m²	3,000円まで	14,000 円 19,000 円	23,750円	28,000円	35,000円	46,000円	43,750 円 57,500 円
まで	5,000円まで	23,000円	28,750円	35,000円	43,750円	57,000円	71,250円
	1,000円まで	17,000円	21, 250 円	25,000円	31, 250 円	41,000 円	51,250 円
120 m²	3,000円まで	23,000円	28,750 円	33,000円	41, 250 円	55,000 円	68,750円
まで	5,000円まで	28,000 円	35,000円	41,000円	51, 250 円	68,000円	85,000円
	1,000円まで	20,000 円	25,000円	30,000円	37, 500 円	49,000円	61, 250 円
180 m²	3,000円まで	27,000円	33,750円	40,000円	50,000円	65,000円	81, 250 円
まで	5,000円まで	33,000円	41, 250 円	49,000円	61, 250 円		101, 250 円
	1,000円まで	26,000円	32,500円	38,000円	47, 500 円	62,000円	77,500円
240 m²	3,000円まで	34,000円	42,500円	50,000円	62,500円		102,500円
まで	5,000円まで	42,000円	52,500円	62,000円	77, 500 円		127, 500 円
	1,000円まで	30,000円	37, 500 円	45,000円	56, 250 円	74,000円	92,500円
300 m²	3,000円まで	40,000円	50,000円	60,000円	75,000円		122, 500 円
まで	5,000円まで	50,000円	62, 500 円	74,000円	92, 500 円		152,500 円
	1,000円まで	40,000円	50,000円		73, 750 円		122, 500 円
450 m²	3,000円まで	53,000円	66, 250 円	79,000円	98, 750 円		162,500円
まで	5,000円まで	66,000円	82,500 円	98,000円	122, 500 円		202, 500 円
	1,000円まで	50,000円	62,500円	74,000円	92, 500 円		152, 500 円
600 m²	3,000円まで	66,000円	82,500円	98,000円	122, 500 円		203, 750 円
まで	5,000円まで	82,000 円	102,500 円		152,500 円		253, 750 円
	1,000円まで	59,000円	73, 750 円	88,000円	110,000円	·	182,500 円
750 m²	3,000円まで	78,000円	97, 500 円	•			243, 750 円
まで	5,000円まで				182,500 円		303, 750 円
	1,000円まで	78,000 円		117,000 円			243, 750 円
1, 125 m²	3,000円まで			156,000 円	195,000 円		325,000 円
まで	5,000円まで			195,000 円	·		405,000 円
	1,000円まで	98,000円	122,500 円		182, 500 円		303, 750 円
1,500 m ²	3,000円まで	130,000 円	162,500 円		243, 750 円		405,000 円
まで	5,000円まで	162,000 円	202, 500 円	243,000 円	303, 750 円	405,000 円	506, 250 円
1,500 m ²	1,000円まで	137,000 円	171, 250 円		256, 250 円		426, 250 円
を超える	3,000円まで	182,000 円	227, 500 円		341, 250 円		567, 500 円
場合	5,000円まで			341,000 円			708, 750 円

標準単位料金が 5,000 円を超える場合の使用料は、5,000 円までを増すごとに、「5,000 円まで」の場合の使用料に、「5,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表 4 (区分 1④)

	演奏の方法	月間 30 時 演		月間 30 時 60 時間ま		月間 60 時 演	
座席数	標準単位料金	年間利用 月 額	期間利用月額	年間利用 額	期間利用月額	年間利用 有額	期間利用 有額
	2,000 円まで 4,000 円まで	6,000円	7,500円	8,600円	10,750円	15,000円	18,750円
20 席	6,000円まで	8,000円 9,000円	10,000 円 11,250 円	10,600 円 12,000 円	13, 250 円 15, 000 円	18,000 円 20,000 円	22,500 円 26,250 円
まで	10,000円まで	10,000円	12,500円	14,800円	18,500円	24,000円	30,000円
4	15,000円まで	12,000円	15,000円	17,000円	21, 250 円	28,000円	35,000円
	20,000円まで	14,000円	17,500円	19, 400 円	24, 250 円	32,000円	40,000円
	2,000円まで	9,000円	11,250円	13,000 円	16, 250 円	21,000円	26, 250 円
	4,000円まで	11,000円	13,750 円	16,000 円	20,000円	26,000円	32,500 円
30 席	6,000円まで	13,000円	16, 250 円	19,000円	23,750 円	30,000円	37, 500 円
まで	10,000円まで	14,000 円	17,500円	21,000円	26, 250 円	34,000 円	42,500 円
	15,000 円まで	16,000 円	20,000円	24,000 円	30,000 円	39,000 円	48, 750 円
	20,000円まで	19,000 円	23,750 円	27, 400 円	34, 250 円	44,000 円	55,000 円
	2,000円まで	11,000円	13,750 円	17,000 円	21, 250 円	27,000 円	33, 750 円
	4,000円まで	14,000円	17,500円	20,000 円	25,000 円	32,000 円	40,000 円
40 席	6,000円まで	16,000円	20,000 円	22,000 円	30,000 円	36,000 円	47,500円
まで	10,000円まで	18,000円	22,500 円	27,000 円	33,750 円	43, 400 円	54, 250 円
	15,000円まで	21,000円	26, 250 円	31,000 円	38,750 円	51,000円	63,750 円
	20,000円まで	24,000 円	30,000 円	35,400 円	44,250 円	58,200 円	72,750 円
	2,000円まで	14,000円	17,500円	21,000 円	26, 250 円	34,000 円	42,500 円
	4,000円まで	17,000円	21,250円	26,000 円	32,500 円	41,000 円	51,250円
60 席	6,000 円まで	20,000 円	25,000 円	30,000 円	37,500 円	48,000 円	60,000 円
まで	10,000 円まで	23,000 円	28,750 円	34,000 円	42,500 円	54,800 円	68,500円
	15,000 円まで	26,000 円	32,500 円	38,000 円	47,500 円	64,000 円	80,000 円
	20,000 円まで	30,000円	37,500 円	44,000 円	55,000 円	73,000 円	91,250 円
	2,000円まで	17,000円	21,250円	25,000 円	31,250 円	41,000 円	51,250円
	4,000円まで	20,000円	25,000 円	29,000 円	37,500 円	48,000 円	62,500 円
80 席	6,000円まで	24,000 円	30,000 円	33,000 円	43,750 円	54,000 円	72,500 円
まで	10,000 円まで	27,000円	33,750 円	40,000 円	50,000 円	65,000 円	81,250 円
	15,000 円まで	32,000円	40,000 円	46,800 円	58,750 円	76,000 円	
	20,000円まで	36,000 円	45,000 円	53,400 円	67,000円	86,800 円	
	2,000円まで	22,000円	27,500 円	33,000 円	41,250円	54,000 円	67,500 円
100 1	4,000円まで	27,000 円	33,750 円	38,000 円	47,500円	63,000 円	The state of the s
120 席	6,000円まで	31,000円	38,750 円	47,000 円	58,750円	76,000 円	
まで	10,000円まで	36,000円	45,000 円	53,000 円	66, 250 円	87,000円	
	15,000円まで	42,000 円	52,500 円	62,000 円	77,500 円	101,000 円	
	20,000円まで	47,000 円	58,750 円	70,800 円	88,500円	115, 400 円	
	2,000円まで	28,000円	35,000 円	41,000円	51, 250 円	68,000円	85,000円
1.00 #	4,000円まで	34,000 円	42,500 円	50,000円	62,500円	82,000 円	
160 席	6,000円まで	39,000円	48,750 円	58,000 円	72,500 円	96,000円	
まで	10,000円まで	44,000円	55,000 円	65,000円	81, 250 円		135,000 円
	15,000円まで	51,000円	63,750 円		95,000円	126,000 円	
	20,000円まで	58,000 円	72,500 円	86,800 円	108,500 円	144,000 円	180,000 円

別表 4(区分 1④)

	演奏の方法	月間 30 時 演		月間 30 時 60 時間ま		月間 60 時	•
座席数	標準単位料金	年間利用 月 額	期間利用月	年間利用 月 額	期間利用月額	年間利用 月 額	期間利用月
	2,000 円まで	33,000 円	41,250円	49,000 円	61, 250 円	81,000円	101, 250 円
	4,000 円まで	40,000 円	50,000 円	59,000 円	73,750 円	98,000 円	122,500円
200 席	6,000 円まで	46,000 円	57,500 円	69,000 円	86,250 円	114,000 円	142,500 円
まで	10,000 円まで	52,000 円	65,000 円	78,000 円	97,500 円	130,000 円	162,500 円
	15,000 円まで	61,000円	76,250 円	91,000 円	113,750 円	152,000 円	190,000 円
	20,000 円まで	70,000 円	87,500 円	104,000 円	130,000 円	173,600 円	217,000円
	2,000 円まで	44,000 円	55,000 円	65,000 円	81,250 円	108,000 円	135,000 円
	4,000 円まで	52,000 円	65,000 円	78,000 円	97,500円	130,000 円	162,500円
300 席	6,000 円まで	61,000円	76, 250 円	91,000 円	113,750円	152,000 円	190,000円
まで	10,000 円まで	70,000 円	87,500 円	105,000 円	131, 250 円	173,000 円	216, 250 円
	15,000 円まで	82,000 円	102,500 円	122,000 円	152,500 円	202,000 円	252,500円
	20,000 円まで	93,000 円	116,250 円	139, 400 円	174, 250 円	230,800 円	288,500円
	2,000 円まで	54,000 円	67,500 円	81,000円	101,250円	135,000 円	168,750円
	4,000 円まで	66,000 円	82,500 円	98,000 円	122,500 円	162,000 円	202,500円
400 席	6,000 円まで	76,000 円	95,000 円	114,000 円	142,500 円	189,000 円	236, 250 円
まで	10,000 円まで	87,000 円	108,750 円	130,000 円	162,500 円	216,000 円	270,000円
	15,000 円まで	102,000円	127,500円	152,000 円	190,000 円	252,000 円	315,000 円
	20,000 円まで	116,000円	145,000 円	173,600 円	217,000 円	288,000 円	360,000 円
	2,000 円まで	65,000 円	81,250円	98,000 円	122,500円	162,000 円	202,500円
	4,000 円まで	78,000 円	97,500円	118,000 円	147,500 円	195,000 円	243,750 円
500 席	6,000 円まで	91,000円	113,750円	138,000 円	172,500 円	227,000 円	283,750円
まで	10,000 円まで	104,000 円	130,000 円	156,000 円	195,000 円	260,000 円	325,000 円
	15,000 円まで	122,000 円	152,500 円	182,000 円	227,500 円	303,000 円	378, 750 円
	20,000 円まで	139,000 円	173,750 円	208,000 円	260,000 円	346, 200 円	432,750 円
	2,000 円まで	87,000円	108,750 円	130,000 円	162,500 円	216,000 円	270,000円
500 席	4,000 円まで	104,000 円	130,000 円	156,000 円	195,000 円	260,000 円	325,000 円
を超える	6,000 円まで	122,000 円	152,500 円	182,000 円	227,500 円	303,000 円	378,750 円
を超える場合	10,000 円まで	139,000 円	173,750 円	208,000 円	260,000 円	346,000 円	432,500 円
勿	15,000 円まで	162,000 円	202,500 円	243,000 円	303,750 円	404,000 円	505,000 円
	20,000 円まで	186,000円	232,500 円	277,600 円	347,000 円	461,600 円	577,000円

標準単位料金が 20,000 円を超える場合の使用料は、5,000 円までを増すごとに、「20,000 円まで」の場合の使用料に、「20,000 円まで」の場合の使用料と「15,000 円まで」の場合の使用料の差額を加算した額とする。

別表 5 (区分 2⑤)

面積	標準単位料金	1宴会場あたりの月額	1日1回(宴会1回)
	3,000 円まで	使用料 5,000 円	<u>あたりの使用料</u> 1,500 円
60 m²	6,000円まで	6,000円	1,800円
まで	9,000円まで	7,000円	2,100円
6	12,000 円まで	8,000円	2,400円
	3,000円まで	9,000円	2,700円
150 m²	6,000円まで	11,000円	3,300円
まで	9,000円まで	13,000円	3,800円
3. 2	12,000円まで	15,000円	4, 400 円
	3,000円まで	14,000円	4, 100 円
300 m²	6,000円まで	17,000円	5,000円
まで	9,000円まで	20,000円	5,800円
	12,000 円まで	23,000 円	6,600円
	3,000 円まで	18,000円	5, 400 円
450 m²	6,000円まで	22,000 円	6, 500 円
まで	9,000円まで	26,000 円	7,600円
	12,000円まで	29,000円	8,700 円
_	3,000円まで	23,000 円	6,800 円
600 m²	6,000円まで	28,000 円	8, 200 円
まで	9,000円まで	33,000 円	9,600 円
	12,000 円まで	37,000 円	10,900 円
	3,000 円まで	27,000 円	8,100 円
750 m²	6,000 円まで	33,000 円	9,800 円
まで	9,000 円まで	38,000 円	11,400 円
	12,000 円まで	44,000 円	13,000 円
	3,000 円まで	45,000 円	13,500 円
1, 500 m²	6,000 円まで	54,000 円	16,200 円
まで	9,000円まで	63,000 円	18,900円
	12,000 円まで	72,000 円	21,600円
	3,000 円まで	63,000 円	18,900 円
3, 000 m²	6,000 円まで	76,000 円	22,700 円
まで	9,000円まで	89,000 円	26, 500 円
	12,000 円まで	101,000円	30, 300 円
	3,000円まで	81,000 円	24, 300 円
4, 500 m ²	6,000円まで	98,000 円	29, 200 円
まで	9,000円まで	114,000 円	34, 100 円
	12,000 円まで	130,000 円	38,900 円
4, 500 m ²	3,000円まで	99,000 円	29,700 円
4,500 m を超える	6,000円まで	119,000 円	35, 700 円
場合	9,000円まで	139,000 円	41,600円
	12,000 円まで	159,000 円	47,600 円

標準単位料金が 12,000 円を超える場合の使用料は、3,000 円までを増すごとに、「12,000 円まで」の場合の使用料に、「3,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

別表 6 (区分 3⑥)

		月額	使 用 料
	施設の区分及び		宴会場以外の施設
宿泊定員	演奏の	宴会場における	(バー、スナック、ダンスホー
相相足其	方法	演 奏 等	ル、ディスコなど)における演
	宿泊料金		奏
	7,000円まで	9,000 円	9,000円
	10,000 円まで	11,000 円	11,000 円
まで	15,000 円まで	13,000 円	13,000 円
	20,000 円まで	15,000 円	15,000 円
	7,000 円まで	12,000 円	13,000 円
	10,000 円まで	15,000 円	16,000 円
まで	15,000 円まで	17,000 円	19,000円
	20,000 円まで	20,000 円	21,000 円
	7,000 円まで	14,000 円	17,000 円
200 人	10,000 円まで	17,000 円	21,000 円
まで	15,000 円まで	20,000 円	24,000 円
	20,000 円まで	23,000 円	28,000 円
	7,000円まで	18,000 円	21,000 円
300 人	10,000 円まで	22,000 円	26,000 円
まで	15,000 円まで	26,000 円	30,000 円
	20,000 円まで	29,000 円	34,000 円
	7,000 円まで	23,000 円	25,000 円
400 人	10,000 円まで	28,000 円	30,000 円
まで	15,000 円まで	33,000 円	35,000 円
	20,000 円まで	37,000 円	40,000 円
	7,000 円まで	27,000 円	33,000 円
500 人	10,000 円まで	33,000 円	40,000 円
まで		38,000 円	47,000 円
	20,000 円まで	44,000 円	53,000 円

- ① 宿泊料金とは、客1人あたりにつき支払うことを必要とされる税引き後の1泊2 食付き利用料金相当額をいい、その基準については、使用料規程取扱細則に定める。
- ② 宿泊定員の算定方法は、客室(いずれの名義であっても、主として客に宿泊させるための場所をいう。)が和室の場合は、その畳数を3で除した数とし、ベッドのある場合は、そのベッドの人数分の数を加えたものを宿泊定員とする。なお、次のものも客室とする。
 - (ア) 次の間で客室として使用するもの
 - (イ) 客室で、かつ、広間として使用することがあるもの
- ③ 宿泊料金が 20,000 円を超える場合の使用料は、5,000 円までを超えるごとに、「20,000 円まで」の場合の使用料に、「7,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

- ④ 宿泊定員が500人を超え、2,000人までの場合の使用料は、250人までを超えるごとに、「500人まで」の場合の使用料に、「100人まで」の場合の使用料を加算した額とする。宿泊定員が2,000人を超える場合の使用料は、2,000人までの場合の使用料に、「300人まで」の場合の使用料を加算した額とする。
- ⑤ 使用料は、各区分ごとに算定し、これらを合算する。
- ⑥ 同一区分の施設が 2 以上ある場合の使用料は、同一区分の各施設のうち、1 の施設(以下「基準施設」という。)の使用料に、基準施設以外の施設の使用料の 10 の額をそれぞれ加算した額とする。

この場合、各施設の使用料が異なるときは、各施設のうち最も高い使用料の施設 (同額の使用料の施設が2以上ある場合は、それらのうち1の施設)を基準施設とする。

なお宴会場は、主として宴会のために設けられた場所(壁など固定の遮蔽物により 仕切られた部分)を1施設とする。

⑦ 各施設においてカラオケ伴奏による歌唱が行われる場合で、かつ、年間の包括的 利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、当分の間、次のとおりとする。

		月額使	用料
区分	宿泊定員	宴会場	宴会場以外の施設
1	50 人まで	4,000 円	3,500円
2	100 人まで	7,500 円	4,500 円
3	150 人まで	10,500 円	7,500 円
4	200 人まで	13,500 円	9,000円
5	300 人まで	18,000 円	12,000 円
6	400 人まで	22, 500 円	15,000 円
7	500 人まで	27,000 円	18,000 円

(注) 各区分の 500 人を超えて利用される場合の使用料は、④の規定を準用し計算する。

⑧ 宴会場以外の施設において、自動演奏機能付ピアノ、ジュークボックス(貨幣式自動演奏設備)及びこれに類似する設備によりレコード演奏を行う場合の使用料は、 当分の間、次のとおりとする。

定 海	空 遊劇 A	日 姫 は 田 刈
宿泊定員	宿泊料金	月額使用料
	7,000 円まで	6,000 円
100 人	10,000 円まで	8,000 円
まで	15,000 円まで	9,000 円
	20,000 円まで	10,000 円
	7,000 円まで	9,000 円
150 人	10,000 円まで	11,000 円
まで	15,000 円まで	13,000 円
	20,000 円まで	15,000 円
	7,000 円まで	12,000 円
200 人	10,000 円まで	15,000 円
まで	15,000 円まで	17,000 円
	20,000 円まで	20,000 円
	7,000 円まで	14,000 円
300 人	10,000 円まで	17,000 円
まで	15,000 円まで	20,000 円
	20,000 円まで	23,000 円
	7,000 円まで	17,000 円
400 人	10,000 円まで	21,000 円
まで	15,000 円まで	24,000 円
	20,000 円まで	28,000 円
	7,000円まで	22,000 円
500 人	10,000 円まで	27,000 円
まで	15,000 円まで	31,000 円
	20,000 円まで	36,000 円

別表7(区分1①、②、④及び区分2⑤)

(1) 区分1①、②及び④においてカラオケ伴奏による歌唱が行われる場合の使用料は、次のとおりとする。

		月額使用料
座席数	演奏の方法標準単位料金	カラオケ伴奏による歌唱
	2,000円まで	9,000 円
20 席まで	4,000 円まで	11,000 円
	6,000 円まで	13,000 円
	2,000 円まで	13,000 円
30 席まで	4,000 円まで	16,000 円
	6,000 円まで	19,000 円
	2,000 円まで	17,000 円
40 席まで	4,000 円まで	21,000 円
	6,000 円まで	24,000 円
	2,000 円まで	21,000 円
60 席まで	4,000 円まで	26,000 円
	6,000 円まで	30,000 円
	2,000 円まで	25,000 円
80 席まで	4,000 円まで	30,000 円
	6,000 円まで	35,000 円
	2,000 円まで	33,000 円
120 席まで	4,000 円まで	40,000 円
	6,000 円まで	47,000 円
	2,000 円まで	41,000 円
160 席まで	4,000 円まで	50,000 円
	6,000 円まで	58,000 円
	2,000 円まで	49,000 円
200 席まで	4,000 円まで	59,000 円
	6,000 円まで	69,000 円
	2,000 円まで	65,000 円
300 席まで	4,000 円まで	78,000 円
	6,000 円まで	91,000 円
	2,000 円まで	81,000 円
400 席まで	4,000 円まで	98,000 円
	6,000 円まで	114,000 円
	2,000 円まで	98,000 円
500 席まで	4,000 円まで	118,000 円
	6,000 円まで	138,000 円
	2,000 円まで	130,000 円
750 席まで	4,000 円まで	156,000 円
	6,000 円まで	182,000 円
	2,000 円まで	162, 000 円
1,000 席まで	4,000 円まで	195, 000 円
	6,000 円まで	227,000 円
1,000席を	2,000 円まで	227,000 円
超える場合	4,000円まで	273, 000 円
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	6,000 円まで	318,000 円

標準単位料金が 6,000 円を超える場合の使用料は、2,000 円までを増すごとに、「6,000 円まで」の場合の使用料に、「2,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

(2) 区分 1①、②、④及び区分 2⑤において、客席面積又は宴会場面積が 165 ㎡ (50 坪)までの場所でカラオケ伴奏による歌唱が行われる場合で、かつ、年間の包括的 利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料(年間利用月額)は、(1)もしくは別表 5 に定める使用料にかかわらず、当分の間、次のとおりとする。

区分	客席面積又は宴会場面積	月額使用料
1	33.0㎡(10坪)まで	3,500円
2	33.0㎡(10坪)を超え 66.0㎡(20坪)まで	7,500円
3	66.0㎡(20坪)を超え165.0㎡(50坪)まで	12,000円

- (注) ア 客席面積とは、客に飲食もしくはダンスをさせ、又は歌唱させるために 設けられた場所(客などが利用するための通路を含む。)の面積を合算した ものをいう。また、宴会場面積とは、主として宴会のために設けられた場 所(壁など固定の遮蔽物により仕切られた部分)の面積をいう。
 - ① 区分 2⑤に適用される別表に定める使用料がこの規定による使用料を下回る場合は、この規定を適用しない。
 - ① 区分1④において特別の舞台を設け、かつ、司会者の司会の下に客に歌唱を競わせるなど一定の目的をもって歌唱させる場合は、別表7(1)の規定を適用する。

② ①によらない場合

別表 8 の 1

区分1①における1曲1回5分までの演奏の使用料

標準単位料金	1,000円まで	2,000 円まで	3,000 円まで	3,000 円を超え る場合 1,000 円 までを増すごと
座席数 (面積)				に加算する額
20 席 (30 m²)まで	50 円	70 円	80 円	10 円
30 席 (45 ㎡)まで	80 円	90 円	100 円	20 円
40席 (60㎡)まで	100 円	120 円	140 円	20 円
60席 (90㎡)まで	120 円	140 円	170 円	30 円
80 席 (120 ㎡)まで	140 円	170 円	200 円	30 円
120席 (180㎡)まで	190 円	230 円	270 円	40 円
160 席 (240 ㎡)まで	230 円	280 円	320 円	50 円
200 席 (300 ㎡)まで	280 円	330 円	390 円	60 円
300 席 (450 ㎡)まで	370 円	440 円	520 円	80 円
400 席 (600 m²)まで	450 円	550 円	640 円	90 円
500 席 (750 ㎡)まで	550 円	650 円	770 円	110 円
500 席(750 m)を超える場合	730 円	870 円	1,020 円	150 円

別表8の2

区分1②における1曲1回5分までの演奏の使用料

	標準単位料金							20,000 円を超え
		1,000円	3,000円	5,000円	10,000	15,000	20,000	る場合 5,000 円
		まで	まで	まで	円まで	円まで	円まで	までを増すごと
座席数(面積	漬)							に加算する額
40 席	(60 m²)まで	80 円	100 円	120 円	140 円	170 円	190 円	30 円
60 席	(90 ㎡)まで	90 円	120 円	150 円	180 円	200 円	240 円	30 円
80 席	(120 ㎡)まで	110 円	150 円	180 円	220 円	250 円	280 円	40 円
120 席	(180 ㎡)まで	130 円	170 円	210 円	250 円	290 円	340 円	50 円
160 席	(240 m²)まで	170 円	220 円	270 円	320 円	370 円	420 円	60 円
200 席	(300 ㎡)まで	190 円	250 円	320 円	380 円	440 円	500 円	70 円
300 席	(450 ㎡)まで	250 円	340 円	420 円	500 円	580 円	660 円	90 円
400 席	(600 m²)まで	320 円	420 円	520 円	620 円	720 円	820 円	110 円
500 席	(750 ㎡)まで	370 円	490 円	620 円	740 円	860 円	980 円	130 円
750 席	(1,125 m²)まで	490 円	650 円	820 円	980 円	1,140円	1,300円	170 円
750席(1,1	25 ㎡) を超える場合	620 円	820 円	1,020円	1,220円	1,430円	1,630円	210 円

別表 8 の 3 区分 1③における 1 曲 1 回 5 分までの演奏等の使用料

標準単位料金							20,000 円を超え
	1,000円	3,000円	5,000円	10,000	15,000	20,000	る場合 5,000 円
	まで	まで	まで	円まで	円まで	円まで	までを増すごと
面積							に加算する額
45 ㎡まで	60 円	80 円	100 円	120 円	140 円	150 円	20 円
60 ㎡まで	80 円	100 円	120 円	140 円	170 円	190 円	30 円
90 ㎡まで	90 円	120 円	150 円	180 円	200 円	240 円	30 円
120 ㎡まで	110 円	150 円	180 円	220 円	250 円	280 円	40 円
180 ㎡まで	130 円	170 円	210 円	250 円	290 円	340 円	50 円
240 ㎡まで	170 円	220 円	270 円	320 円	370 円	420 円	60 円
300 ㎡まで	190 円	250 円	320 円	380 円	440 円	500 円	70 円
450 ㎡まで	250 円	340 円	420 円	500 円	580 円	660 円	90 円
600 ㎡まで	320 円	420 円	520 円	620 円	720 円	820 円	110 円
750 ㎡まで	370 円	490 円	620 円	740 円	860 円	980 円	130 円
1,125 m²まで	490 円	650 円	820 円	980 円	1,140円	1,300円	170 円
1,500 m²まで	620 円	820 円	1,020円	1,220円	1,430円	1,630円	210 円
1,500 ㎡を超える場合	860 円	1,140円	1,430円	1,720円	2,000円	2,280 円	290 円

別表 8 の 4 区分 1④における 1 曲 1 回 5 分までの演奏の使用料

標準単位料金		4 000 III	6 000 H	10 000	15 000		20,000 円を超える場合 5,000 円
	2,000円	4,000円	6,000円	10,000	15,000	20,000	
	まで	まで	まで	円まで	円まで	円まで	までを増すごと
座席数 (面積)							に加算する額
20 席 (30 m²)まで	40 円	50 円	60 円	70 円	80 円	90 円	20 円
30 席 (45 ㎡)まで	60 円	70 円	80 円	90 円	100 円	120 円	20 円
40 席 (60 m²)まで	70 円	90 円	100 円	120 円	140 円	150 円	20 円
60席 (90㎡)まで	90 円	110 円	130 円	150 円	170 円	190 円	30 円
80 席 (120 ㎡)まで	110 円	130 円	150 円	170 円	200 円	230 円	30 円
120 席 (180 ㎡)まで	140 円	170 円	200 円	230 円	270 円	300 円	40 円
160 席 (240 ㎡)まで	180 円	220 円	250 円	280 円	320 円	370 円	50 円
200 席 (300 m³)まで	210 円	250 円	290 円	330 円	390 円	440 円	60 円
300 席 (450 ㎡)まで	280 円	330 円	390 円	440 円	520 円	590 円	80 円
400 席 (600 ㎡)まで	340 円	420 円	480 円	550 円	640 円	730 円	100 円
500 席 (750 ㎡)まで	410 円	490 円	570 円	650 円	770 円	870 円	120 円
500 席(750 m)を超える場合	550 円	650 円	770 円	870 円	1,020円	1,170円	160 円

区分 2⑤及び区分 3⑥における演奏又はカラオケ伴奏による歌唱 1 曲 1 回 5 分までの使用料 又は、区分 1①、②及び④におけるカラオケ伴奏による歌唱 1 曲 1 回 5 分までの使用料

	標準単位料金又は					20,000 円を超え
宿	泊料金(区分 3⑥)	5,000円	10,000	15,000	20,000	る場合 5,000 円
座席数(面積)		まで	円まで	円まで	円まで	までを増すごと
产用数(面積)						に加算する額
40 席	(60 m²)まで	90 円	110 円	130 円	150 円	20 円
80 席	(120 ㎡)まで	140 円	170 円	200 円	230 円	30 円
120 席	(180 ㎡)まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
160 席	(240 ㎡)まで	230 円	280 円	330 円	370 円	50 円
200 席	(300 ㎡)まで	270 円	330 円	380 円	440 円	60 円
300 席	(450 ㎡)まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
400 席	(600 ㎡)まで	450 円	540 円	630 円	720 円	90 円
500 席	(750 ㎡)まで	540 円	650 円	760 円	870 円	110 円
600 席	(900 ㎡)まで	630 円	760 円	890 円	1,010円	130 円
750 席	(1,125 m²)まで	720 円	870 円	1,010円	1,160円	150 円
1,000 席	(1,500 m²)まで	900 円	1,080円	1,260円	1,440円	180 円
1,500 席	(2, 250 m²)まで	1,260円	1,520円	1,770円	2,020円	260 円
2,000 席	(3,000 m²)まで	1,620円	1,950円	2,270円	2,600円	330 円
2,000席 (3,00	0 ㎡)を超える場合	1,980円	2,380円	2,780 円	3,170円	400 円

別表8の6

別表8の5

区分3⑥宴会場以外の施設における、自動演奏機能付ピアノ、ジュークボックス(貨幣式自動演奏設備)及びこれに類似する設備による演奏の1曲1回5分までの使用料

宿泊	料金 (区分 3⑥)					20,000 円を超え
		5,000円	10,000	15,000	20,000	る場合 5,000 円
应应数(无律)		まで	円まで	円まで	円まで	までを増すごと
座席数(面積)						に加算する額
40 席	(60 m²)まで	40 円	50 円	60 円	70 円	10 円
80 席	(120 ㎡)まで	60 円	80 円	90 円	100 円	20 円
120 席	(180 ㎡)まで	80 円	100 円	120 円	130 円	20 円
160 席	(240 ㎡)まで	90 円	120 円	140 円	150 円	20 円
200 席	(300 m²)まで	110 円	140 円	160 円	180 円	30 円
300 席	(450 ㎡)まで	150 円	180 円	210 円	240 円	30 円
400 席	(600 m²)まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
500 席	(750 ㎡)まで	220 円	270 円	310 円	360 円	50 円
600 席	(900 ㎡)まで	260 円	320 円	370 円	420 円	60 円
750 席	(1,125 m²)まで	290 円	350 円	410 円	470 円	60 円
1,000 席	(1,500 ㎡)まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
1,500 席	(2,250 m²)まで	510 円	620 円	720 円	820 円	110 円
2,000 席	(3,000 m²)まで	650 円	780 円	910 円	1,040円	130 円
2,000席 (3,00	00 m) を超える場合	800 円	960 円	1,120円	1,280円	160 円

9 ビデオグラムの上映

ビデオグラムにより著作物を上映する場合の使用料は、本節 4 乃至 8 の規定に定めるほか、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 電気通信設備を用いて行う上映
- CCTV (閉回路テレビ) 等電気通信設備を用いて著作物を上映する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - ① (ア) 旅館、ホテルなどの宿泊施設において著作物を利用する場合の年額使用料は、前年度における営業収入(利用料、広告料など当該設備の利用に伴う収入(消費税額を含まないもの)をいう。)に100を乗じて得た額とする。
 - (イ) (ア)により難い場合の使用料は、受像機1台あたり月額100円とする。
 - ② 百貨店、博覧会場など①以外の施設において著作物を利用する場合の使用料は、受像機1台あたり月額2,000円とする。
- (2) その他の上映
- (1)以外の場合の上映使用料は、第3節映画2上映(1)の規定に定める使用料を適用する。

(ビデオグラムの上映の備考)

- ① ビデオグラムとは、第7節ビデオグラム録音の規定により著作物を録音したものをいう。
- ② (1)①(ア)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ③ (1)②の規定において、同一上映場所に多数の受像機があるなど特別の事情がある場合の使用料は、(1)②の規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。
- ④ (2)の規定で準用する第3節映画2上映(1)の規定に定める使用料の適用に 当たっては、次のとおりとする。
 - (ア) 入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、同表中の「300円以上」の場合の使用料と「300円未満」の場合の使用料の差額を加算して得た額とする。
 - (イ) 上映場所に定員数のない場合は、その定員を「500名未満」とみなす。 また上映場所に入場料がない場合は、その入場料を「150円未満」とみなす。

⑤ (2)の場合の上映で、かつ、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、(2) の規定を適用して算出した月間使用料の範囲内で、月間の上映回数、上映の態様など 利用状況等を参酌して定める。

10 歌謡教室における演奏等

受講者に歌唱を教授する事業を行う施設(以下「歌謡教室」という。)において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1から9及び11の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設当たりの年額使用料は、受講料収入算定基準額の2.5/100の額とする。
- (2) (1) によらない場合の使用料は次のとおりとする。
 - ① 1施設当たりの月額使用料は、下表のとおりとする。

受講者数月間受講料	30 名まで	50 名まで	75 名まで	100 名まで	150名まで
4,000円まで	6,000円	10,000円	15,000円	20,000 円	30,000 円
6,000円まで	9,000円	15,000円	22,500円	30,000 円	45,000 円
8,000円まで	12,000 円	20,000円	30,000円	40,000 円	60,000円

月間受講料が 8,000 円を超える場合の使用料は、2,000 円までを超えるごとに、 月間受講料が「8,000 円まで」の場合の金額に、月間受講料が「4,000 円まで」の 場合の金額の 50/100 の額を加算した額とする。

受講者数が150名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、受講者数が「150名まで」の場合の金額に、受講者数が「50名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が10名までの場合の使用料は、受講者数が「30名まで」の場合の使用料の80/100の額とする。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は下表のとおりとする。
- (ア) 利用時間が5分までの使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 講座 1回の受講料	30 名まで	50 名まで	75 名まで	100 名まで	150 名まで
1,000円まで	150 円	250 円	370 円	500 円	750 円
2,000円まで	300 円	500 円	750 円	1,000円	1,500円
3,000円まで	450 円	750 円	1,120 円	1,500円	2, 250 円

講座1回の受講料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、講座1回の受講料が「3,000円まで」の場合の金額に、講座1回の受講料が「1,000円まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が150名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、受講者数が「150名まで」の場合の金額に、受講者数が「50名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が10名までの場合の使用料は、受講者数が「30名まで」の場合の使用料の80/100の額とする。

(4) 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごと に、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(歌謡教室における演奏等の備考)

(演奏等)

① 演奏等とは、著作物を演奏、上映(映画フィルムを用いた上映を除く。)又は伝達 (第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。)することをいう。

(年度区分)

② (1)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

(受講料)

③ 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、講座を受講するに当たり通常必要となる受講者1人当たりの料金(消費税額を含まないもの。)をいう。ただし、別途特別な教材費及び会場使用料の負担の明示がある場合には、その額は受講料に算入しない。

会費制等により講座ごとの受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内 で利用状況等を参酌して、受講料を算出する。

(受講料収入)

④ 受講料収入とは、講座ごとの受講料の合計をいう。

(受講料収入算定基準額)

⑤ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理著作物を利用した講座の受講料収入の合計額とする。ただし、本協会の管理著作物を利用した講座が特定できない場合は、音楽を利用した全ての講座の受講料収入の合計額の50/100の額とする。

(月間受講料)

⑥ 月間受講料とは、当該施設で行われる1講座1か月当たりの受講料(受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。)をいう。ただし、1回の教授ごとに受講料を支払う場合は、4回の受講料を月間受講料とみなす。

(講座1回の受講料)

⑦ 講座1回の受講料とは、1回の教授ごとに支払う受講料をいう。ただし、1回の教授ごとに支払う受講料の定めがない場合は、当該講座の受講料(受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。)を開講回数で除して得た額とする。

(受講者数)

⑧ 受講者数とは、備考⑫を除き、当該施設で開講している各講座の定員の合計をい う。

(著作物1曲1回ごとの使用料)

⑨ 著作物1曲1回ごとの使用料とは、著作物の全部又は一部を1回利用するごとの 使用料をいう。

(使用料計算の特例)

- ⑩ (1)の規定を適用する場合において、開業年度の使用料は、最初の講座を開講した日から一定期間の受講料収入の合計額を、開講から年度末までの期間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。
- ① (1)の規定を適用する場合において、使用料を算定する年度の前年度において当該施設の営業期間が1年に満たないときの使用料は、当該営業期間の受講料収入の合計額を年間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。
- ② (1) 及び(2) にかかわらず、専ら受講者に歌唱を教授する事業であって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設当たりの月額使用料は、次のとおりとすることができる。

講座1回当たりの平均受講者数	月額使用料
5 名まで	4,500 円
10 名まで	9,000 円
30 名まで	18,000 円
50 名まで	27,000 円

講座1回当たりの平均受講者数が50名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、講座1回当たりの平均受講者数が「50名まで」の場合の金額に、講座1回当たりの平均受講者数が「10名まで」の場合の金額を加算した額とする。

(その他)

③ 歌謡教室における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用 料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。 11 音楽教室における教師による楽器演奏等

受講者に音楽の知識や楽器演奏を教授することを主たる事業とする施設(以下「音楽教室」という。ただし、個人で経営する教室を除く。)又はこれを目的とするレッスンにおいて、当該教授に当たり、教授を行う者(以下「教師」という。)が著作物を楽器演奏等する場合の使用料は、本節1から10の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

受講者による楽器演奏等は、使用料支払いの対象ではない。

(1) 施設単位で年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

1 施設当たりの年額使用料は、次のア又はイに定める額に受講者数を乗じる方法により算出した額の合計とする。

ア 受講者1名につき750円

イ アにかかわらず、受講者が中学生以下の場合は、受講者1名につき100円

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

ア レッスン1回当たりの使用料は、受講者1名につき60円に受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

ただし、1回のレッスンが60分を超える場合の使用料は、60分を超えるごとに、受講者1名につき60円を加算する。

イ アによらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、利用時間5分までの使用料は、受講者1名につき30円に受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、受講者1名につき30円を加算する。

(音楽教室における教師による楽器演奏等の備考)

(教師)

① 教師とは、受講者に音楽の知識や楽器演奏の教授を行う者であり、教師、講師、 先生等いかなる名目によるかを問わない。外部施設に派遣された教師を含む。

(楽器演奏等)

② 楽器演奏等とは、演奏、録音物の再生、上映(映画フィルムを用いた上映を除く。) 又は伝達(第12節BGM規定の適用を受ける伝達を除く。) することをいう。

(年度区分)

③ (1)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

(受講者数)

④ (1)の規定の受講者数は、年度内の算定基準月(年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合に別途定める月の1か月間をいう。)における在籍人数とする。

(中学生以下の受講者)

⑤ (1)イの規定の中学生以下の受講者とは、原則として、満 15 歳に達した日以後の 最初の 3 月 31 日が終了するまでの者をいう。

(使用料計算の特例)

⑥ (1)の規定を適用する場合において、年度の途中に開業または廃業するときの使 用料は、利用状況等を参酌して決定する。

(1曲1回ごとの使用料の特例)

⑦ 同一の著作物を利用する場合、著作物の全部又は一部の利用回数に関わらず、通 算5分までの利用につき1回とみなす。

(その他)

⑧ 音楽教室における教師による楽器演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により 難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決 定する。

第2節 放 送 等

放送および当該放送用の録音(以下「放送等」という。)に著作物を利用する場合(著作物をコマーシャル音楽として録音する場合を除く。)の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 日本放送協会

日本放送協会が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の 使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に 1.5%を乗じて得た額とする。

2 地上波放送を行う一般放送事業者

地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契 約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に 1.5%を乗じ て得た額とする。

3 衛星放送を行う一般放送事業者

衛星放送を行う一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が行う放送等について、 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごと に、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表(1)の使用料率を 乗じて得た額の合計額とする。

ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、 全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算 出した率を乗じて得た額とする。

なお、何れの場合においても、算出した額が下表(2)の使用料額を下回るときは、 下表(2)の使用料額(当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区 分の使用料額を按分して算出した額)を年額使用料とする。

(1)

区分	使用料率
主として音楽番組のチャンネル	2. 25%
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2)

区分	使用料額
主として音楽番組のチャンネル	5,400,000 円
総合編成のチャンネル	3,600,000 円
ニュース・スポーツ等のチャンネル	1,800,000 円

4 放送大学学園

放送大学学園が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の 使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議して定める。

5 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

年間の包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、著作物の利用方法ごとに 1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額とする。

(1) 放送

全国放送の場合	使用料額
利用時間 5 分まで	64,000 円
利用時間5分までを超えるごと	64,000 円

(2) 放送用録音

複製本数1本につき	使用料額
利用時間 5 分まで	6,400 円
利用時間 5 分までを超えるごと	6,400 円

(放送等の備考)

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ② 1の規定の「放送事業収入」とは、経常事業収入から、契約収納費、受信対策費、 調査研究費等、未収受信料欠損償却費及び著作権の保護並びに管理情報技術の開発・ 実施に係る経費に相当する額を控除して得た額(消費税額を含まないもの)をいう。
- ③ 2の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、 代理店手数料及び他の放送事業者の収入を重複して計上したときはその重複計上分に 相当する額を控除して得た額(消費税額を含まないもの)をいう。
- ④ 3の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、 代理店手数料及び有料放送料の収納にかかる経費に相当する額を控除して得た額(消

費税額を含まないもの)をいう。

⑤ 2の規定を適用する場合で、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の 1年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体が ある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、2の規定を適用した 場合の各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額 を各構成員が支払うべき1年間の使用料額とすることができる。

ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、前段の規定は適用しないものとする。この場合において、当該放送事業者と協議して、その放送事業収入相当額を算出するものとする。

⑥ 2の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送するとき(自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物を利用する場合を除く。)は、当分の間、当該放送に係る使用料は2の規定により算定された年額使用料にふくまれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、下表の使用料額を適用する。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000 円	12,000 円
第2類	4,200 円	8,400 円
第3類	3,600 円	7, 200 円
第4類	2,400 円	4,800 円
第5類	1,800円	3,600 円
第6類	1,500円	3,000 円

- (ア) 一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議して定める。
- (イ) 同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、その使用料を減額することができる。
- ① 2の規定が適用される一般放送事業者のうち、コミュニティ放送局の使用料は、2 の規定の範囲内で、別途当該放送事業者と協議して定める。
- ⑧ 3の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料は、表(2)を適用して算定する。この場合において、放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて、表(2)の使用料額を減額することができる。
- ⑨ 3の規定を適用する場合で、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。
- ⑩ 5の規定を適用する場合で、同時に放送される地域が限定されているときは、放送

される地域の受信世帯数を勘案し、表(1)の使用料額を減額することができる。

- ① 5の規定を適用する場合で、次のいずれかに該当するときは、それぞれ1曲の使用 料の6/12の額とする。
 - (ア) 歌曲において楽曲に著作権のない場合又は本協会の管理外の場合。
 - (イ) 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合。
- ② 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、本規定の定めにより難い場合の取り扱いについては、第 18 節の規定を適用する。

第3節 映 画

映画に著作物を利用する場合及び著作物を上映する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 録 音

(1) 著作物を映画に利用する場合、著作物1曲の使用料は、下表の額とする。

利用時間映画類別	5 分まで	5 分を超え 10 分まで	10 分を超え 20 分まで
一般娯楽	50,000 円	75,000 円	100,000 円
その他	20,000円	30,000円	40,000 円

ただし、利用時間が 1 分までの場合は、「5 分まで」の場合の額の 1/4 を使用料とする。 また、利用時間が 20 分を超える場合の使用料は、10 分までを増すごとに、「10 分を 超え 20 分まで」の場合の使用料に、「5 分まで」の場合の額の 1/2 を加算した額とする。

(2) 著作物を「イベント収録」(イベントにおいて利用される著作物を、イベントとともに収録するもの)に利用する場合、著作物1曲の使用料は、下表の額とする。

映画類別	利用時間	5 分まで	5 分を超え 10 分まで	10 分を超え 20 分まで
イベント	演奏会	70,000 円	105,000 円	140,000 円
収録	演奏会以外	50,000円	75,000 円	100,000 円

ただし、利用時間が 1 分までの場合は、「5 分まで」の場合の額の 1/4 を使用料とする。 また、利用時間が 20 分を超える場合の使用料は、10 分までを増すごとに、「10 分を 超え 20 分まで」の場合の使用料に、「5 分まで」の場合の額の 1/2 を加算した額とする。

2 上 映

(1) 映画の上映使用料は、(2)又は(3)による場合のほかは、映画1本上映1回について下表のとおりとする。

定員数	類別 入場料	一般娯楽	その他
500 名未満	150 円未満	400 円	120 円
	300 円未満	600 円	180 円
	300 円以上	800 円	240 円
1,000 名未満	150 円未満	600 円	180 円
	300 円未満	800 円	240 円
	300 円以上	1,200円	360 円
1,500 名未満	150 円未満	800 円	240 円
	300 円未満	1,200円	360 円
	300 円以上	1,600円	480 円
1,500 名以上	150 円未満	1,200 円	360 円
	300 円未満	1,600円	480 円
	300 円以上	2,000円	600 円

なお、当分の間、映画類別が「イベント収録」のものについては「一般娯楽」の額とする。また、平成25年12月31日まで実施されていた規定において「劇映画」であったものは「一般娯楽」の額、「文化映画」であったものは「その他」の額、「ニュース映画」であったものは「その他」の額の1/3の額とする。

- (2) 上映者が年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の1上映場所あたりの使用料 包括的利用許諾契約の期間内の各月について、次の①又は②により算定した額を、当該 月の月額使用料とする。
 - ① 当該月に上映した全ての映画について、収録楽曲情報及び当該月における入場者数の報告がある場合

当該月に上映した全ての映画(当該上映場所における上映につき本規定(3)①又は②の契約に基づく上映使用料が支払われるものを除く。)の作品別月額使用料(次の算式により算出する使用料をいう。)を合算した額とする。

当該映画作品の当該月における入場者数×当該映画作品の平均入場料×2%×当該映画作品の音楽占有率係数

② ①によらない場合

次の算式により算出した額とする。

当該月における総入場者数×当該月に上映した全ての映画の平均入場料の平均額× 2%

- (3) 製作者、配給業者又は利用者団体が契約を締結する場合の使用料
 - ① 製作者又は配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使 用料は、プリント1本につき録音使用料の20/100とする。
 - ② 映画上映の利用者団体が、自らの構成員である映画上映者のために、映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、本規定の範囲内において、当該利用者団体と協議して定めるものとする。

(映画の備考)

(用語の定義)

① 映画

本規定の「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものをいう。

② 一般娯楽

本規定の「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問わない。これに該当しない場合は「その他」とする。

③ イベント収録

本規定の「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画の うち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物 等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内 容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分する。

④ 上映

本規定の「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送及びテレビジョン放送の伝達を含まない。

- ⑤ 2上映(1)の「入場料」とは、大人の普通入場料金(消費税額を含まないもの。全席指定席の場合は、その最低料金とする。)をいう。
- ⑥ 本規定の「収録楽曲情報」とは、上映する映画に収録された全ての著作物に係る著作 権者を特定するに足る情報及びそれらの著作物の利用態様に係る情報をいう。
- ⑦ 本規定の「入場者数」とは、入場料の等級にかかわらず、映画を鑑賞するために入場した人の実数をいう。
- ⑧ 本規定の「平均入場料」とは、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又は イに定める額とする。

- ア 総入場者数及び入場料総額を証憑に基づき算出することができる場合 入場者 1 人あたりの入場料の平均額 (この平均額が 500 円を下回る場合は、500 円)
- イ アに規定する場合以外の場合 1,200円

(音楽占有率係数)

⑨ 本規定の「音楽占有率係数」は、各映画作品の本編の上映時間に占める収録著作物の 総利用時間の割合に基づき、下表に定める係数をいう。ただし、映画類別が「イベント 収録(演奏会)」に該当するものについては、1.0 とする。

本編の上映時間に占める収録	音楽占有率係数
楽曲の総利用時間の割合	
90%超	1.0
70%を超え 90%まで	0.9
50%を超え 70%まで	0. 7
30%を超え 50%まで	0. 5
30%まで	0.3

(使用料計算の特例)

- ⑩ 本規定の録音使用料には依頼料又は書き下ろし料金を含まない。
- ① 外国の音楽著作物の録音使用料について、委託者が使用料の額を指定したときは、本 節の規定にかかわらず、その額とする。
- ② 2上映(1)の規定の適用にあたり、入場料が 300 円以上の場合の使用料は、150 円を超えるごとに、同規定表中の「300 円以上」の場合の使用料に、定員数「500 名未満」の区分においては、「150 円未満」の額の 1/2 を加算して得た額、定員数「1,000 名未満」以降の区分においては、「500 名未満」の区分における「150 円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とする。
- ③ 2上映(1)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、 入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とする。
- ④ 2上映(2)の適用にあたり、同じ上映者が行う同一施設内の複数の上映場所における上 映の月額使用料は、合算して算出することができる。
- ⑤ 2上映(3)①の規定の適用にあたり、外国映画又は映画の備考⑪が適用される楽曲など、本規定1録音の適用を受けない楽曲を上映に利用する場合は、同規定の「録音使用料」は、1録音の規定の範囲内で定める。

(本規定により難い場合の使用料)

(B) 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

第4節 出版等

著作物を印刷、写真、複写その他の方法により可視的に複製する場合又は機器を用いて著作物を可視的に表示するために電磁的記録その他の方法により複製する場合(公衆送信を伴い複製する場合又は第15節が適用される場合を除く。)の使用料は、これにより製作される複製物(以下「出版物等」という。)の種類又は目的に応じ、次により算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

1 販売用出版物等

(1) 歌詞集・楽譜集・ピース等主たる内容が歌詞又は楽曲である出版物等

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の定価(消費税を含まないもの。) の 10/100 の額を当該出版物等に掲載されている歌詞及び楽曲の総件数で除した額に 複製部数(一時に製作される出版物等の数をいう。以下本節において同じ。)を乗じて 得た額とする。ただし、その額が12円を下回る場合は12円とする。

(2) 書 籍((1) に該当する書籍を除く。)

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりと する。

500 部まで	1,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで
1,050円	1,200円	1,300円	2,600 円	4,350円	6, 500 円
100,000 部 まで	300,000 部 まで	500,000 部 まで	500,000 部 を超える場合		
8,700円	13,050円	13,350円	13,650円		

(3) 雑誌、新聞((1) に該当する雑誌、新聞を除く。)

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりと する。

2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで	100,000 部 まで	300,000 部 まで
4,550円	5, 100 円	5, 550 円	11, 100 円	14,800 円	18,500円
500,000 部 まで	1,000,000 部 まで	3,000,000 部 まで	5,000,000 部 まで	5,000,000 部 を超える場合	
27,750 円	37,050 円	55, 550 円	56,800 円	58, 100 円	

(4) その他の商品等

茶碗、のれん、衣料品、玩具等(1)から(3)以外の商品等(当該商品に付随する 化粧箱、ラベル等を含む。)の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複 製部数に応じ下表のとおりとする。

100 部まで	1,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで
1,900円	2, 150 円	2,350円	4,700円	7,800円	11,750円
100,000 部 まで	300,000 部 まで	500,000 部 まで	500,000 部 を超える場合		
15,650円	23, 500 円	24, 050 円	24,600 円		

2 その他の出版物等

1以外の出版物等の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

100 部まで	1,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで
1,600円	1,800円	1,950円	3,900円	6,500円	9,800円
100,000 部 まで	300,000 部 まで	500,000 部 まで	500,000 部 を超える場合		
13,050 円	19,600 円	20,050円	20,500円		

ただし、公に展示若しくは掲示され、又は電磁的方法により提示されることを主たる 目的とする出版物等の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は次のとおりとする。

- (ア) 書道作品、美術作品、工芸作品等の原作品 1部あたり3,000円
- (イ) 歌碑等恒久的に設置される工作物 1部あたり 25,000円
- (ウ) (ア)及び(イ)以外の出版物等 複製部数にかかわらず7,500円

(出版等の備考)

- ① 1 (1) の規定の「主たる内容が歌詞又は楽曲である出版物等」とは、音楽著作物 が掲載されている頁数の総頁数(前付け、後付け及び広告頁を除く。以下本節において同じ。) に対する割合が 50/100 を超えるものをいう。
- ② 外国の著作物の利用について、使用料を委託者がその都度指定することとしていると きは、本節の規定にかかわらず、その額とする。
- ③1(2)から1(4)の規定が適用される場合において、複製部数が最少区分の10/100に

満たないときは、該当する規定の最少区分の額の範囲内で減額することができる。

- ④ 1(1)の規定が適用される場合において、音楽著作物が掲載されている頁数の総頁数に 対する割合が 75/100 までのときは、使用料を 75/100 に減額することができる。
- ⑤ 1 (2) 又は (3) の規定が適用される場合において、複製部数が少数の学術専門書・誌であるときは、該当する規定の額から 20/100 を限度として減額することができる。
- ⑥2の規定(ただし書を除く。)が適用される場合において、教育機関(文部科学省が教育機関として定めるもの又はこれに準ずるものをいう。)、非営利団体又は個人が、営利を目的とせず、かつ、無償で出版物等を頒布するときは、使用料を50/100に減額することができる。ただし、備考②に該当するときは、この限りではない。
- ① 出版等の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

第5節 オーディオ録音

著作物をCD、レコード、カセットテープ、CD-ROM等の記録媒体に録音する場合の使用料は、第2節、第3節、第6節、第7節、第8節、第10節、第11節、第13節、第14節、第15節又は第16節の規定が適用される場合を除き、録音した記録媒体(以下「録音物」という。)の複製目的に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 商用複製

(1) 市販する目的で複製する場合

著作物 1 曲 1 回当たりの使用料は、次のア又はイに定める額に個数を乗じて得た額とする。ただし、1 曲 1 回の利用時間が 5 分以上の場合の使用料は、5 分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

- ア 定価の明示があるときは、当該録音物の定価(消費税を含まないもの)の6%をその録音物に含まれている著作物数で除して得た額又は6.1 円のいずれか多い額。ただし、利用時間が5分以上の著作物については、5分までを増すごとに1曲として著作物数を計算する。
- イ 定価の明示がないときは8.1円
- (2) BGM用に貸し出す目的で複製する場合 次のア又はイに定める額とする。
 - ア 著作物1曲1回当たりの使用料は、(4)に定める額とする。
 - イ 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、次の(ア)又は(イ) に定める額とする。
 - (ア) BGM用貸出録音物を再生する場所(以下「演奏場所」という。)を特定 するに足る名称、所在地等の情報の報告がある場合

1 演奏場所に供される B G M 用貸出録音物に録音される楽曲数が年間 300 曲までの場合、1 演奏場所当たり年額 1,200 円とする。

ただし、同楽曲数が年間300曲を超える場合は、300曲までを増すごとに、 当該額にその同額を加算した額とする。

(イ) (ア)以外の場合

録音回数及び製作枚(本)数にかかわらず、1 曲当たり年額 1,200 円とする。 ただし、1 曲の利用時間が 5 分以上の場合の使用料は、5 分までを増すごとに、 当該額にその同額を加算した額とする。

(3) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。) の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,000円とする。

イ ア以外の場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。) の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり2,000円とする。

ア及びイにかかわらず、個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当 該額にその同額を加算した額とする。

(4) (1)から(3)以外の目的で複製する場合

著作物1曲1回当たりの使用料は、8.1円に個数を乗じて得た額又は400円のいずれか多い額とする。ただし、1曲1回の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

2 非商用複製

(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。) の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,000円とする。

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(2) (1)以外の目的で複製する場合

1(4)に定める額に50%を乗じて得た額とする。

(オーディオ録音の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償(実費相当の額のみを 受ける場合を除く。)で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行 う複製など(ア)以外の複製をいう。

(ウ) BGM

飲食店、理美容店、衣料品店等の店舗又は事業所において、当該店舗又は事業 所内の雰囲気づくりのために背景的に利用される音楽をいう。

(エ) BGM用貸出録音物

BGMを提供するために貸し出す目的で製作される録音物をいう。

(オ) ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

(本規定により難い場合の使用料)

② オーディオ録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

(経過措置)

- ③ 1(3)ア及び2(1)の規定において、1,000円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは400円、2022年4月1日から2024年3月31日までは700円とそれぞれ読み替える。
- ④ 1(3)イの規定において、2,000円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは800円、2022年4月1日から2024年3月31日までは1,400円とそれぞれ読み替える。

第6節 オルゴール

オルゴールに著作物を利用する場合(第 15 節が適用される場合を除く。)の使用料は、当該機械 1 個につきその庫出価格(消費税額を含まないもの)の $\frac{7}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。ただし、特殊オルゴールについては、その使用料を当該機械装置 1 個につきその価格(消費税額を含まないもの)の $\frac{10}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。

(オルゴールの備考)

- ① 本規定の使用料は作曲の依頼料を含まない。
- ② 著作物の利用目的又は利用形態等特別の事情により本料率により難い場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。
- ③ 本規定の「特殊オルゴール」とは、電気装置を伴うオルゴール又はミュージックサイレンその他これに類するものをいう。

第7節 ビデオグラム録音

著作物をDVD、Blu-ray Discなどの記録媒体に連続した影像とともに固定し、又はその固定物(以下「ビデオグラム」という。)を増製する場合の使用料は、第3節、第15 節又は第16 節が適用される場合を除き、ビデオグラムの複製目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 商用複製

(1) 市販する目的で複製する場合

次の基本使用料(著作物の固定に係る使用料。以下同じ。)と複製使用料(複製個数に基づく使用料。以下同じ。)を合算して得た額とする。

ア 音楽のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラム1個につき、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに、次の 算式によって算出した額又は3円のいずれか多い額とする。

ビデオグラムの 小売価格 ×5%× <u>1</u> ※再生時間 × 著作物の合計利用時間 (消費税額を含まないもの)

イ 劇場用映画のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラム 1 個につき、当該ビデオグラムの小売価格(消費税を含まない もの)に 1.75%を乗じて得た額とする。

ウ ドラマ・アニメのビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

a 総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60%までの場合 ビデオグラム1個につき、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに、次 の算式によって算出した額又は1.8円のいずれか多い額とする。

- b 総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60%を超える場合 エ(イ)に定める額とする。
- エ その他のビデオグラム
 - (ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラム1個につき、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに、次の 算式によって算出した額又は2円のいずれか多い額とする。

ビデオグラムの 小売価格 ×4.5%× <u>1</u> 総再生時間 × 著作物の合計利用時間 (消費税額を含まないもの)

(2) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

(ア) 利用曲数5曲まで

ビデオグラム(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、次のとおりとする。

個数	利用曲数	使用料
	1	2,000円
3個まで	2	4,000 円
	3 ∼ 5	5,000 円

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、

当該額にその同額を加算した額とする。

(イ) 利用曲数が5曲を超える場合

ビデオグラム(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、次のとおりとする。

- a 利用曲数を5で除して剰余が生じない場合 5曲当たり5,000円とする。
- b 利用曲数を5で除して剰余が生じる場合

利用曲数を 5 で除して得られる商(小数点以下の端数を切り捨てた整数) に 5,000 円を乗じて得た額と、剰余の数に応じて次に定める額を合算して 得た額とする。

個数	利用曲数	使用料
	1	2,000 円
3個まで	2	4,000 円
	3~4	5,000 円

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、

当該額にその同額を加算した額とする。

イ ア以外の場合

ビデオグラム(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり4,000円とする。

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(3) (1)及び(2)以外の目的で複製する場合

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

ア 音楽のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラムの個数に応じて、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに次の額とする。

50 個まで 350 円

50 個を超える場合 350 円に 50 個を超える 1 個につき 7 円を加算した額

イ 音楽のビデオグラム以外のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラムの個数に応じて、著作物1曲当たり利用時間 1 分までごとに 次の額とする。

50 個まで 220 円

50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4.4 円を加算した額

2 非商用複製

(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ビデオグラム(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり2,000円とする。

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

- (2) (1)以外の目的で複製する場合
 - 1(3)イに定める額に50%を乗じて得た額とする。

(ビデオグラム録音の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償(実費相当の額のみを受ける場合を除く。)で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う 複製など(ア)以外の複製をいう。

(ウ) 音楽のビデオグラム

次のビデオグラムをいう。

- ⑦ コンサート、ライブなど専ら音楽を演奏し、又は歌唱している場面の影像が主 たる内容となっているビデオグラム
- ① オペラ、ミュージカル、バレエなど物語の展開に合わせて音楽が用いられ、かつ音楽が主体的に利用される内容のビデオグラム((エ)に該当するものを除く。)
- の カラオケ歌唱又は演奏を促すことを主たる内容とするビデオグラム
- 日 その他、音楽を聞かせることを主たる内容とするビデオグラム

(エ) 劇場用映画のビデオグラム

劇場用映画(映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したもの)を複製するものをいう((ウ)の⑦、⑰及び②に該当するものを除く。)。

(オ) ドラマ・アニメのビデオグラム

テレビドラマ、アニメーション、演劇など、原作又は脚本に基づき俳優やキャラクターが物語を演じる内容のものをいう((ウ)又は(エ)に該当するものを除く。)。

(カ) その他のビデオグラム

(ウ)、(エ)及び(オ)以外のビデオグラムをいう。

(キ) ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

(ク) 総再生時間

ビデオグラムの再生に要する時間(1分未満を切上げ)をいう。

(ケ) 著作物の合計利用時間

ビデオグラムに収録されている著作物の利用時間を合計し、その時間の1分未満を切り上げたものをいう。

(コ) 著作物の累計利用時間

ビデオグラムに収録されている各著作物につき、それぞれ利用時間の1分未満を 切り上げたうえ累計したものをいう。

(使用料計算の特例)

- ② 既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラム として複製する場合は、複製使用料のみの額とする。
- ③ 同一ビデオグラムにおいて同一著作物が断続的に利用される場合又は繰り返し利用される場合の使用料は、詞又は曲の利用の態様ごとにその利用時間を合算して算出した額とする。この場合においては、その合算した利用時間を用いて著作物の累計利用時間を算出する。
- ④ 外国作品について、委託者が基本使用料の額を指定した場合の使用料(消費税相当額を除く。)は、1(1)及び(3)並びに2(2)の規定にあっては、当該規定に基づき算出される基本使用料の額を指定された額に読み替えて算出した額とし、1(2)及び2(1)の規定にあっては、当該規定に定める額に指定された額を加算して得た額とする。
- ⑤ 平成28年9月30日までの許諾に係るビデオグラム(ドラマ・アニメのビデオグラム のうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60%までのものであり、品 番や小売価格に変更のないものに限る。)を複製する場合の使用料については、1(1)イ を適用する。
- ⑥ ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60%までのものであり、次の⑦又は⑦に該当するものの複製使用料は、1(1)ウ(イ)aの算式によって算出した額又は0.6円のいずれか多い額とし、同割合が60%を超えるものであり、次の⑦又は⑦に該当するものの複製使用料は、1(1)エ(イ)の算式によって算出した額又は1.6円のいずれか多い額とする。

- ⑦ ビデオグラムの小売価格 (消費税を含まないもの) が 1,500 円以下であり、かつ、 著作物の利用時間が 20 分以上であるビデオグラム
- ① ビデオグラムの小売価格 (消費税を含まないもの) が 1,500 円を超え 6,000 円以下であり、かつ、著作物の利用時間が 200 分以上であるビデオグラム

(本規定により難い場合の使用料)

① ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使 用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

(経過措置)

⑧ 2(2)の規定において、50%とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは20%、2022年4月1日から2024年3月31日までは35%とそれぞれ読み替える。この場合において、算出した1ビデオグラム当たりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。

第8節 有線放送等

有線放送及び当該有線放送用の録音(以下「有線放送等」という。)に著作物を利用する場合(著作物をコマーシャル音楽として録音する場合を除く。)の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 有線ラジオ放送等

有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるその チャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額の合計額とする。

ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とする。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2. 25%
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用する。

① 有線ラジオ放送

1曲1回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間5分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ご
	と
	1,500円
利用時間5分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ご
	と
	1,500円

② 有線ラジオ放送用録音

複製本数1本につき	使用料額
利用時間 5 分まで	1,500円
利用時間 5 分までを超えるごと	1,500円

2 有線テレビジョン放送等

有線テレビジョン放送による有線放送等の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
 - ① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料は、当該年度の前年度における 有線放送事業収入に 1/100 を乗じて得た額とする。ただし、算出した額が②の額 を下回る場合は、②の額とする。
 - ② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料は、次の区分に定める額とする。

区分	使用料額
受信契約世帯 1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に
	10 円を乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用する。

① 有線テレビジョン放送

1曲1回の有線テレビジョン放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと
	1,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと
	1,000円

② 有線テレビジョン放送用録音

複製本数1本につき	使用料額
利用時間 5 分まで	1,000円
利用時間 5 分までを超えるごと	1,000円

(有線放送等の備考)

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ② 受信契約世帯数は、毎年3月末日の受信契約世帯数とする。
- ③ 1の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料

収入、番組制作料収入及び番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料及び受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額(消費税を含まないもの)をいう。

2の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入及び番組制作料収入の合算額から、広告代理店手数料、受信料の収納にかかる直接経費に相当する額、ペイチャンネル番組供給事業者へ支払う額及び受信料にホームターミナルのリース料を含んでいる場合はリース業者に支払う額を控除した額(消費税を含まないもの)をいう。

ただし、有線放送事業収入が算出できない場合は、当該事業者の総営業収入の範囲 内で利用状況等を参酌して、その有線放送事業収入相当額を定めることができる。

- ④ 2 の規定を適用する場合における開局年度の使用料は、2(1)②の規定の範囲内で、 利用状況を参酌して定める。
- ⑤ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。
- ⑥ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規 定により難い場合は、利用者と協議のうえ、1の規定の範囲内で定める。
- ① 有線テレビジョン放送及び有線ラジオ放送を行う事業者が、有線テレビジョン放送等について2の規定により使用料を算定する内容の利用許諾契約を締結しているときは、当分の間、有線ラジオ放送等についても、2 の規定により使用料を算定するものとする。
- ⑧ 有線放送のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の範囲内で決定する。

第9節貸 与

商業用レコード(以下「レコード」という。)を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- 1 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
- (1) 一施設当たりの月額使用料は、レコードの貸与による、基準月の月間営業収入の7.7%の額とする。
- (2) 貸与による営業収入がない場合又は営業収入の報告ができない場合の一施設当たりの月額使用料は、基準月の月間貸与回数に36円を乗じて得た額とする。
 - 2 1によらない場合
- (1) レコード1枚1回当たりの使用料は36円とする。
- (2) 著作物1曲1回当たりの使用料は5円とする。

(貸与の備考)

(基準月)

① 基準月とは、使用料算定月の3か月前の月のことをいう。

(営業収入)

② 営業収入とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税額を含まないもの。 いずれの名義をもってするかを問わない。)をいう。

(月間貸与回数)

③ 月間貸与回数とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計 枚数をいう。

(使用料算定の特例)

④ 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約 を締結するときは、当分の間、1(2)を適用する。

(その他)

⑤ 利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定 の定める使用料額の範囲内で決定する。

第10節 業務用通信カラオケ

放送及び有線放送以外の公衆送信並びにそれに伴う複製により業務用通信カラオケ(通信カラオケのうち、カラオケ施設、社交場等の事業所を対象としたもの。以下本節において同じ。)に著作物を利用する場合(ただし、受信先における演奏・歌唱は除く。)の使用料は、次の1及び2によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とする。本節において、使用料には複製(ただし、映像とともに複製される場合を除く。)及び公衆送信に係るものを含むものとする。

1 基本使用料

(1) 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数によって1か月ごと に定めるものとし、その月額使用料は、次のとおり算出するものとする。

アクセスコード数が、1,000 コードまでの月額使用料を100,000 円とする。以降、1,000 コードまでを増すごとに下表の額を加算する。

アクセスコード数	加算する額
50,000 コードまで	100,000 円
50,000 コードを超え 100,000 コードまで	90,000 円
100,000 コードを超え 150,000 コードまで	80,000 円
150,000 コードを超える場合	70,000 円

(2) (1) によらない場合

カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、著作物1曲につき200円とする。

2 利用単位使用料

(1) 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

サーバー、端末機械等(以下名称を問わず「受信装置」という。)1台につき1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10/100の額又は950円のいずれか多い額とする。ただし、情報料の14/100の額が950円を下回る場合は、その額又は650円のいずれか多い額とする。

(2) (1) によらない場合

業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する (公衆送信であるか複製物によるかを問わない。)ごとに定めるものとし、その使用料は、著作物1曲につき3円とする。

(業務用通信カラオケの備考)

- ① 本規定のアクセスコードとは、業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1データごとに付与しているコードをいい、「アクセスコード数」とは、本協会の管理する著作物のアクセスコードの総数をいう。
- ② 1(1)及び2(1)の規定を適用する場合において、月間の利用単位使用料の総額の 25/100の額が月額基本使用料を下回る場合で、かつアクセスコードが50,000 コード までの場合の月額基本使用料は、月間の利用単位使用料の総額の25/100の額とす る。以降、1,000 コードまでを増すごとに1(1)の規定の額を加算する。
- ③ ②を適用する場合において、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とする。
- ④ 2(1)の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価(消費税を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。)をいう。
- ⑤ 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置 1 台当たりの情報料収入(いずれの名義をもってするかを問わない。)に 170/100 を乗じた額を情報料とすることができる。
- ⑥ 業務用通信カラオケのうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、 利用者と協議のうえ、本規定の範囲内で決定する。

第 11 節 インタラクティブ配信

音楽配信、テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送および有線放送以外の公衆 送信およびそれに伴う複製により著作物を利用する場合(第 10 節の規定を適用する場合 を除く。)の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

- 1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合
 - (1) 商用配信(リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合)
 - ① ダウンロード形式
 - (ア) 楽曲データを配信する場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。
 - ⑦ 再生可能な期間等に制限がない場合

		情	報料
		ある	ない
広	あ	広告料等収入の有無にかかわら	1曲1リクエスト当たり6円60銭
告		ず、1曲1リクエスト当たりの情	に月間の総リクエスト回数を乗
料	る	報料の 7.7%または 7 円 70 銭のい	じて得た額とする。
等	な	ずれか多い額に月間の総リクエ	1曲1リクエスト当たり5円50銭
収		スト回数を乗じて得た額とする。	に月間の総リクエスト回数を乗
入	V		じて得た額とする。
	最	本表で算出した月額使用料が 5,00	0 円を下回る場合は 5,000 円とす
	低 る。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、		とする日数が5日までの場合は、日
	使 額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。		た額とする。
	用		
	料		

② 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日を超え30日までの場合

		情	報料
		ある	ない
広	あ	広告料等収入の有無にかかわら	1曲1リクエスト当たり5円に月
告		ず、1曲1リクエスト当たりの情	間の総リクエスト回数を乗じて
料	る	報料の 5.6%または 5 円 60 銭のい	得た額とする。
等	な	ずれか多い額に月間の総リクエ	1曲1リクエスト当たり4円 50 銭
収		スト回数を乗じて得た額とする。	に月間の総リクエスト回数を乗
入	V		じて得た額とする。
	最	本表で算出した月額使用料が 5,00	0 円を下回る場合は 5,000 円とす
	低 る。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、		とする日数が5日までの場合は、日
	使 額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。		た額とする。
	用		
	料		

受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日までの場合

		情報料	
		ある	ない
広	あ	広告料等収入の有無にかかわら	1曲1リクエスト当たり3円85銭
告		ず、1曲1リクエスト当たりの情	に月間の総リクエスト回数を乗
料	る	報料の 4.5%または 4 円 50 銭のい	じて得た額とする。
等	な	ずれか多い額に月間の総リクエ	1曲1リクエスト当たり3円50銭
収		スト回数を乗じて得た額とする。	に月間の総リクエスト回数を乗
入	V		じて得た額とする。
	最	本表で算出した月額使用料が 5,00	0 円を下回る場合は 5,000 円とす
	低	る。この場合において、送信可能化	とする日数が5日までの場合は、日
	使	額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	
	用		
	料		

		情	報料
		ある	ない
広	あ	広告料等収入の有無にかかわら	1曲1リクエスト当たり5円に月
告		ず、1曲1リクエスト当たりの情	間の総リクエスト回数を乗じて
料	る	報料の7.2%または5円のいずれか	得た額とする。
等	な	多い額に月間の総リクエスト回	
収		数を乗じて得た額とする。	
入	V		
	最	本表で算出した月額使用料が 5,00	0 円を下回る場合は 5,000 円とす
	低 る。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、		とする日数が5日までの場合は、日
	使 額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。		た額とする。
	用	刊	
	料		

(イ) 音声番組の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

⑦ 再生可能な期間等に制限がない場合

		情	報料
		ある	ない
		広告料等収入の有無にかかわら	1音声番組1リクエスト当たり6
	あ	ず、1音声番組1リクエスト当た	円 60 銭または 3 円 30 銭に楽曲数
広		りの情報料の 7.7%または 7 円 70	を乗じて得た額のいずれか多い
告	る	銭または 3 円 80 銭に楽曲数を乗	額に月間の総リクエスト回数を
料		じて得た額のいずれか多い額に	乗じて得た額とする。
等		月間の総リクエスト回数を乗じ 1音声番組1リクエスト当たり!	
収	な	て得た額とする。	
入			を乗じて得た額のいずれか多い
	い		額に月間の総リクエスト回数を
			乗じて得た額とする。
	最	本表で算出した月額使用料が 5,00	00 円を下回る場合は 5,000 円とす
低 る。この場合において、送信可能化する日数が5日ま		とする日数が5日までの場合は、日	
使 額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。		た額とする。	
	用		
	料		

② 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日を超え30日までの場合

		情	報料
		ある	ない
		広告料等収入の有無にかかわら	1 音声番組 1 リクエスト当たり 5
	あ	ず、1音声番組1リクエスト当た	円または 1 円 20 銭に楽曲数を乗
広		りの情報料の 5.6%または 5 円 60	じて得た額のいずれか多い額に
告	る	銭または1円40銭に楽曲数を乗	月間の総リクエスト回数を乗じ
料		じて得た額のいずれか多い額に	て得た額とする。
等		月間の総リクエスト回数を乗じ 1音声番組1リクエスト当たり	
収	な	て得た額とする。 円 50 銭または1円10 銭に楽曲数	
入			を乗じて得た額のいずれか多い
	V		額に月間の総リクエスト回数を
			乗じて得た額とする。
	最	本表で算出した月額使用料が 5,00	00 円を下回る場合は 5,000 円とす
低 る。この場合において、送信可能化する日		る。この場合において、送信可能化	とする日数が5日までの場合は、日
使 額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。		額1,000円に利用日数を乗じて得7	た額とする。
用			
	料		

⑦ 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日までの場合

		情	報料
		あ る	ない
		広告料等収入の有無にかかわらず、1	1 音声番組 1 リクエスト当たり 3 円 85
		音声番組1リクエスト当たりの情報料	銭または 96 銭に楽曲数を乗じて得た
		の 4.5%または 4 円 50 銭または 1 円 10	額のいずれか多い額に月間の総リク
		銭に楽曲数を乗じて得た額のいずれ	エスト回数を乗じて得た額とする。
	あ	か多い額に月間の総リクエスト回数	ただし、受信先において当該データの
		を乗じて得た額とする。	再生可能な期間または回数に3日また
	る		は3回までの制限がある場合、且つ再
			生時間が 10 分以内の場合は、楽曲数
			にかかわらず、2円50銭に月間の総リ
広			クエスト回数を乗じて得た額とする。
告			1 音声番組 1 リクエスト当たり 3 円 50
料			銭または 80 銭に楽曲数を乗じて得た
等			額のいずれか多い額に月間の総リク
収			エスト回数を乗じて得た額とする。
入	な		ただし、受信先において当該データの
			再生可能な期間または回数に3日また
	11		は3回までの制限がある場合、且つ再
			生時間が 10 分以内の場合は、楽曲数
			にかかわらず、2円25銭に月間の総リ
			クエスト回数を乗じて得た額とする。
最 本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする		を下回る場合は 5,000 円とする。この場	
	低 合において、送信可能化する日数が5月		日までの場合は、日額 1,000 円に利用日
	使	数を乗じて得た額とする。	
	用		
	料		

② ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず以下の表のとおりとする。 ただし、1曲(1音声番組)を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該 著作物(音声番組)の使用料は、当該情報料の4.5%または4円50銭のいずれか多 い額に当該著作物(音声番組)の月間の総リクエスト回数を乗じて得た額または下表 の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、年額 50,000 円とする。 この場合において、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成され	月間の情報料および広告料等収入の 3.5%
るもの	
一般娯楽等	月間の情報料および広告料等収入の 2.5%
スポーツ・ニュース等音楽の	月間の情報料および広告料等収入の 1.0%
利用比率が低いもの	
最低使用料	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場
	合は、5,000円とする。この場合において、送信可
	能化する日数が5日までのときは、日額1,000円と
	する。

なお、1 サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2 の規定により定めた料率または額に総リクエスト回数を乗じた額とすることができる。

- ③ サブスクリプション
 - ①または②の配信形式にかかわらず、サブスクリプションにより、楽曲データ(音声番組)を配信する場合の月額使用料は以下のとおりとする。
 - (ア) 受信者がサービス登録期間中に限り、1楽曲データ(1音声番組)単位で選択が 可能となる場合
 - ⑦ 月間の情報料収入および広告料等収入の7.7%または77円に月間の総加入者 数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。
 - ⑦ 情報料および広告料等収入がない場合は、55円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

- (4) (7) の場合において、受信者の楽曲選択にあたり、楽曲のジャンルあるいはアー ティスト等プログラム単位で選択させるなど、楽曲の選択方法に一定の制約を設 ける場合
 - ⑦ 月間の情報料収入および広告料等収入の4.5%または13円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。
 - ⑦ 情報料および広告料等収入がない場合は、9円50銭に月間の総加入者数を乗 じて得た額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ウ) 各受信者に対してサービス登録期間中にあらかじめ1ヶ月を超えて情報料を免除する場合は、月間の情報料収入および広告料等収入の12%または120円に情報料免除期間終了後の月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。 なお、事業者が情報料の免除期間において本来の情報料に基づく使用料の算出 を選択するときは、(1) ③ (7) の規定を適用することができる。

(エ) 受信者が受信者以外の者に楽曲データ(音声番組)を利用させるなど、(1)③(ア) を超える機能を提供する場合は、月間の情報料収入および広告料等収入の12%または120円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

- (2) 商用配信((1)のうち、歌詞または楽曲を文字、楽譜等により可視的に利用する配信)
 - ① ダウンロード形式、またはデータを受信側のプリンタで印刷することが可能なストリーム形式
 - (ア) 楽曲データを配信する場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

		情	報料
		ある	ない
広	あ	広告料等収入の有無にかかわら	1曲1リクエスト当たり6円60銭
告		ず、1曲1リクエスト当たりの情	に月間の総リクエスト回数を乗じ
料	る	報料の 10%または 10 円のいずれ て得た額とする。	
等	な	か多い額に月間の総リクエスト回 1曲1リクエスト当たり5円50銭	
収		数を乗じて得た額とする。	に月間の総リクエスト回数を乗じ
入	V		て得た額とする。
最	低	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とす	
使	用	る。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日	
米	斗	額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

ただし、外国の著作物が利用される場合の月額使用料は、当該外国の著作物に限り、本表(最低使用料を除く。)にかかわらず、2の規定により定めた料率または額に月間の総リクエスト回数を乗じた額とする。

(イ) 受信側のプリンタで印刷することが可能なサブスクリプションの月額使用料は 以下のとおりとする。

当分の間(2)①(ア)の規定を適用する。

(ウ) 受信側のプリンタで印刷することができないサブスクリプションの月額使用料 は以下のとおりとする。

受信先の記憶装置において、受信者のサービス契約解約後、直ちに当該楽曲の利用が不可能となる場合の月額使用料は、情報料および広告料等収入の10%または100円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、55円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。

② データを受信側のプリンタで印刷することができないストリーム形式 当分の間、(1) ②の規定を適用する。

- (3) 商用配信(音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として配信する場合 ((1)、(2)の規定が適用にならない場合))
 - ① ダウンロード形式

1曲(1コンテンツ)ごとに配信をする場合の月額使用料は、以下の表のとおりとする。

(ア) 再生可能な期間等に制限がない場合

		情	報料	
		ある	ない	
広	あ	広告料等収入の有無にかかわら	1曲1リクエスト当たり5円30銭	
告		ず、1曲(1コンテンツ、以下本表	に月間の総リクエスト回数を乗じ	
料	る	において同じ) 1 リクエスト当た て得た額とする。		
等	な	りの情報料の 6.2%または 6 円 20 1 曲 1 リクエスト当たり 4 円 40 銭		
収		銭のいずれか多い額に月間の総り	に月間の総リクエスト回数を乗じ	
入	٧١	クエスト回数を乗じて得た額とす	て得た額とする。	
		る。		
最	最低 本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円と		0 円を下回る場合は 5,000 円とす	
使	用	る。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日		
米		額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。		

(イ) 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日を超え30日までの場合

		情 報 料		
		ある	ない	
広	あ	広告料等収入の有無にかかわら	1曲1リクエスト当たり3円 85 銭	
告		ず、1曲(1コンテンツ、以下本表	に月間の総リクエスト回数を乗じ	
料	る	において同じ) 1 リクエスト当た	て得た額とする。	
等	な	りの情報料の 4.5%または 4 円 50	1曲1リクエスト当たり3円 50 銭	
収		銭のいずれか多い額に月間の総リ	に月間の総リクエスト回数を乗じ	
入	<i>\</i> \	クエスト回数を乗じて得た額とす	て得た額とする。	
		る。		
	最	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とす		
低		る。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日		
使		額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。		
用				
料				

(ウ) 受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が7日までの場合

		情	報料	
		ある	ない	
広	あ	広告料等収入の有無にかかわら	1曲1リクエスト当たり3円20銭	
告		ず、1曲(1コンテンツ、以下本表	に月間の総リクエスト回数を乗じ	
料	る	において同じ) 1 リクエスト当た	て得た額とする。	
等	な	りの情報料の 3.6%または 3 円 60	1曲1リクエスト当たり2円80銭	
収		銭のいずれか多い額に月間の総リ	に月間の総リクエスト回数を乗じ	
入	٧١	クエスト回数を乗じて得た額とす	て得た額とする。	
		る。		
	最	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とす		
	低	る。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日		
使		額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。		
用				
料				

(エ) サブスクリプションの月額使用料は以下のとおりとする。

受信先の記憶装置において、受信者のサービス契約解約後、直ちに当該楽曲の利用が不可能となる場合の月額使用料は、情報料および広告料等収入の 5.8%または 58 円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、44 円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。

② ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず以下の表のとおりとする。ただし、1曲(1コンテンツ)を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物(コンテンツ)の使用料は、当該情報料の3.6%または3円60銭のいずれか多い額に当該著作物(コンテンツ)の月間の総リクエスト回数を乗じて得た額または下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、年額 50,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができ

る。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成	月間の情報料および広告料等収入の 2.8%
されるもの	
一般娯楽等	月間の情報料および広告料等収入の 2.0%
スポーツ・ニュース等音	月間の情報料および広告料等収入の 0.8%
楽の利用比率が低いもの	
最低使用料	本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場
	合は、5,000円とする。この場合において、送信
	可能化する日数が5日までのときは、日額1,000
	円とする。

なお、1 サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2 の規定により定めた料率または額に総リクエスト回数を乗じた額とすることができる。

(4) 非商用配信

① ダウンロード形式

同時に送信可能化する楽曲 10 曲毎の年額または月額使用料は、利用形態にかかわらず以下の表のとおりとする。

ただし、歌詞、楽譜等可視的な利用で外国の著作物を利用する場合の使用料は、 2の規定により定めた料率または額にリクエスト回数を乗じた額とする。

一般	個人が営利を目的とせずに利用する場合	営利を目的としない教育機関 が利用する場合
年額 50,000 円と	利用形態にかかわらず年額	利用形態にかかわらず年額
する。なお、送信	10,000円とする。なお、利用	20,000 円とする。なお、利用
可能化する日数が	期間が1年に満たない場合は	期間が1年に満たない場合は
1年に満たない場	月額 1,000 円に予め定める利	月額 2,000 円に予め定める利
合は、月額 5,000	用月数を乗じて得た額、同時	用月数を乗じて得た額、同時
円に予め定める利	に送信可能化する楽曲が 10 曲	に送信可能化する楽曲が 10 曲
用月数を乗じて得	に満たない場合は1曲当たり	に満たない場合は1曲当たり
た額とすることが	年額1,200円、利用期間が1	年額 2,400 円、利用期間が 1
できる。	年に満たない場合は月額 150	年に満たない場合は月額300
	円に予め定める利用月数を乗	円に予め定める利用月数を乗
	じて得た額とすることができ	じて得た額とすることができ
	る。	る。

② ストリーム形式 (本規定において、単なる画面表示にとどまる外国の著作物を除く歌詞、楽譜の利用も含む。)

利用形態、同時に送信可能化する楽曲数にかかわらず、年額または月額使用料は、以下の表のとおりとする。

一般	個人が営利を目的とせずに利 用する場合	営利を目的としない教育機関 が利用する場合
年額 30,000 円と	年額 10,000 円とする。なお、	年額 20,000 円とする。なお、
する。なお、送信	利用期間が1年に満たない場	利用期間が1年に満たない場
可能化する日数が	合は月額 1,000 円に予め定め	合は月額 2,000 円に予め定め
1年に満たない場	る利用月数を乗じて得た額、	る利用月数を乗じて得た額、
合は、月額3,000	同時に送信可能化する楽曲が	同時に送信可能化する楽曲が
円に予め定める利	10曲に満たない場合は1曲当	10 曲に満たない場合は1曲当
用月数を乗じて得	たり年額1,200円、利用期間	たり年額 2,400 円、利用期間
た額とすることが	が1年に満たない場合は月額	が1年に満たない場合は月額
できる。	150 円に予め定める利用月数	300 円に予め定める利用月数
	を乗じて得た額とすることが	を乗じて得た額とすることが
	できる。	できる。

2 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、1曲1リクエスト毎に定めるものとし、1曲1リクエスト当たりの情報料の20%または歌詞、楽曲それぞれ20円のいずれか多い額を上限として利用状況等を参酌して決定する。

(インタラクティブ配信の備考)

(用語の定義)

- ① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。
 - (ア) 商用配信

情報料または広告料等収入を得て行う配信、および収入の有無に関わらず営利を目的とする者が行う配信をいう。

(イ) 非商用配信

非営利団体または非営利の任意のグループもしくは個人が営利を目的とせず行 う配信をいう。

ただし、以下のデータの配信については商用配信とみなす。

- ⑦ 商業用レコード等(当該商業用レコード等にかかわる権利者の許諾を特に 非商用利用として得ている場合はこの限りではない)。
- (ウ) ダウンロード形式 受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいう。
- (エ) ストリーム形式 受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいう。
- (オ) サブスクリプション

サービス登録会員を対象とした聴き放題(見放題)サービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、楽曲データ、音声番組、またはコンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形態をいい、一斉送信型を除く。ただし、1(1)の配信の場合においては、(ウ)または(エ)の配信形式にかかわらないものとする。

(カ) 楽曲データ

1曲の歌詞又は楽曲(歌詞と楽曲あわせて送信するものを含む)のデータで、分割して受信することが不可能な形式により1リクエストあたりに送信される単位をいう。

(キ) 着信音専用データ

電話等の着信音に用いるデータのうち、通常の総再生時間が 45 秒以内のものであって、受信先の端末機械から他の記憶装置への複製ができない形式のものをいう (画像などを伴うものを含む)。

(ク) 音声番組

楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組(映像を伴うものは除く)で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエストあたりに送信される単位をいう。

(ケ) コンテンツ

映像を伴う利用またはコマーシャルの利用において、分割して受信することが 不可能な形式により1リクエスト当たりに送信される単位をいう。

(1) 情報料

インタラクティブ配信の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金(消費税を含まないもの。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わない。)をいう。

(サ) 広告料等収入

インタラクティブ配信を行うに当たり情報料以外に得る収入をいい、広 告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問わない。

(シ) サービスメニュー

ホームページ等(ネットワーク上に掲載されている情報について、1 運営主体 が責任を有する範囲のものをいう。)のサービスのなかで、単独のサービスとして 一般に認識されるよう明示されている単位をいう。

(ス) 外国の著作物

当協会の委託者ではない日本国外の音楽出版者が著作者との間に音楽出版契約 を締結した著作物で、且つ当協会著作権信託契約約款第 16 条の定めに基づき、使 用料規程第 4 節出版等の許諾の際の使用料を委託者の定める額としている著作物 をいう。

(ヤ) 試聴

主として音楽を利用する利用形態において、本協会使用料規程が適用される営利を目的とした利用が行われる場合で、当該利用の促進を目的として行われるストリーム形式における配信をいい、情報料、広告料等収入を得ないもので、著作物データの総再生時間が1曲当たり45秒以内のものに限る。

なお、1(2)の規定が適用となる場合で、配信される可視的なデータの一部を サンプルとして配信するときは、その30%以上をマスクすることによる場合を含 む。この場合において、当該サンプルが受信先において印刷可能であるかどうか を問わない。

(ソ) データ保管代行

本規定による許諾を得た事業者が、当該サービスの一環として専ら個人向け に、当該事業者が配信したデータの保管領域を無償で貸与するもので、当該保管 領域の貸与を受けている個人以外には著作物データへのアクセスを認めないもの をいう。

(タ) 媒体費

広告掲出のために広告媒体事業者へ支払う費用をいう。なお、1 リクエストあたりに支払われる媒体費を媒体費単価といい、1 つの広告掲出のためにあらかじめ支払う媒体費全体を媒体費総額という。

(使用料算出の単位)

② 本規定は、原則としてホームページ等の1サービスメニューごとに算定する。ただし、1ホームページ等に複数のサービスメニューがある場合は、規定の区分に従いサービスメニューごとに適用する規定の区分を定めた後、同一の区分のサービスメニューについては一つのサービスメニューとして使用料を算定することができる。

(商用配信規定の取扱いの特例)

③ 非営利団体または非営利の任意のグループもしくは個人が広告料等収入のみを得てダウンロード形式により利用する場合(インタラクティブ配信の備考①(イ)①に該当するデータとしての利用を除く。)で、1(1)、1(2)または1(3)の各表により難いときは、当分の間、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき年額60,000円とすることができる。なお、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき月額6,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。いずれの場合も同時に送信可能化する曲数が10曲を超える場合は10曲までを超えるごとに10曲までの場合の額にその額を加算した額とする。

(情報料の取扱いの特例)

④ 情報料がある場合で、月額定額制などリクエスト1回当たりの情報料が定められていないときの情報料は、当該事業者の定める情報料をリクエスト可能回数で除す等して1曲当たりの情報料相当額を算出する。ただし、サブスクリプションにおけるサービスは除く。

⑤ 本来情報料が定められているにもかかわらず、利用促進キャンペーン等のため情報料を一定期間減額または免除して利用する場合の使用料は、本来の情報料に基づき算出する。

(音楽を利用している広告に関する取扱いの特例)

⑥ 規定1(1)から1(3)にかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式または再生可能な期間に制限のあるダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、1曲1CMコンテンツ1,000リクエスト回数ごとに50円を加算して得た額または5,000円のいずれか多い額とする。

なお、同一のCMコンテンツを継続反復して配信する場合は、その使用料を減額することができる。

(サブスクリプションの取扱いの特例)

- ⑦ 1 (1) ③ (ア) の規定が適用となるサービスのうち、以下に該当する場合は、月間の情報料収入および広告料等収入の 4.5%または 13 円 50 銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。なお、情報料および広告料等収入がない場合は、9 円 50 銭に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。
 - (ア) 月間のサービス利用時間が20時間以内に制限されている場合
 - (4) 月間の利用曲数が 20 曲以内に限定されている場合。または、月間の選択可能楽曲数が 10 曲以内に制限されている場合で、且つ受信者とのサービス契約が継続する場合に翌月以降に選択可能楽曲数が追加加算されるときは、合計 120 曲以内に制限されている場合
- ⑧ 1(1)③(ア)または(イ)の規定が適用となるサービスのうち、受信者が当該サービスに接続している間に限り再生が可能な場合で、次のいずれかに該当するときは、月間の情報料および広告料等収入の3.5%の額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。
 - (ア) 同時に送信可能化する楽曲の総数が 10 万曲以内の場合
 - (イ) カラオケ配信など歌唱の伴奏音源を配信する場合(ただし、使用料規程第10節が適用される場合を除く。)
 - (ウ) 楽器演奏用の伴奏音源を配信する場合
 - (エ) 楽曲の販売を促進する目的で試聴用音源を配信する場合

- (オ) 実演家・レコード製作者等が自らの活動を紹介する目的で自身が関与する楽曲を配信する場合
- ⑨ 1(1)③の規定が適用となるサービスのうち、平成28年2月の規定変更実施以前に1(1)②ストリーム形式の規定を適用して許諾されたサービスについては、当該サービス内容が存続する間、従前の規定による取扱いを適用する。

(広告料等収入の取扱い)

⑩ 1 (1) ②または1 (3) ②の規定を適用する場合で、1 ホームページにおいてサービスメニュー毎に広告料等収入を区分して報告できないときの取扱いについては、報告できないサービスメニューに限り、利用者の選択により、以下の(ア)または(イ)とすることができる。

(ア)カウント	ホームページ全体の総ページビューに対する当該サービスメニュ	
/解析が容	ーのページのページビュー比率(またはそれに相当するもの)を	
易な場合	乗じて得た率を、広告料等収入全体に乗じて得た額を使用料算定	
	の際の広告料等収入とすることができる。ただし、この場合にお	
	いて、証憑書類の提出を要する。	
(イ)カウント	ホームページ全体の広告料等収入をサービスメニューの総数で案	
/解析が困	分して得た額を使用料算定の際の1サービスメニュー当たりの広	
難な場合	告料等収入とすることができる。ただし、この場合において、著	
	作物を利用していないサービスメニューは、その数にかかわらず1	
	を加えて案分する。	
	なお、音楽を利用しているサービスメニューの数を 5 倍した数よ	
	り、音楽を利用していないサービスメニューの数の方が多い場合	
	は、案分するサービスメニューの数について、音楽を利用してい	
	ない5サービスメニュー毎に1ずつ加えることができる。	

(使用料の免除)

- ① データ保管代行を行う場合で、予め届け出があり、当協会が認めたものについては、使用料を免除する。
- ② 次の⑦、⑦、⑦ のいずれかに該当する試聴を行う場合で、予め届け出があった ものについては、使用料を免除する。
 - ⑦ 1(1)、1(2)または1(3)の規定により著作物を利用する利用者が、受信者 にリクエストをさせる画面と同一の画面で当該リクエストの対象となる著作物を試 聴させる場合
 - ② 著作物が適法に収録された商業用レコード等著作物の利用を主たる目的とする商品を製作または販売する者が、当該商品の販売促進のために、自らのホームページ

において当該商品に収録された著作物を試聴させる場合

- ⑤ 実演家、レコード製作者またはこれらにかかる著作隣接権を有する者が、自らのホームページにおいて自ら当該実演、レコードにかかる著作物を試聴させる場合(規定が複数適用になる場合の取扱い)
- ③ 1(1)から1(3)の規定のうち複数の規定が同時に適用になる利用形態を1サービスメニューにおいて行う場合の使用料は、下表のとおりとする。

		情報料		
		ある	ない	
広	あ	当該情報料または広告料等収入(1	1曲1リクエスト当たり6円60銭に	
告		(1) ①、1 (2) ①または1 (3) ①の	月間の総リクエスト回数を乗じて得	
料	る	規定が適用になる場合は情報料収入	た額とする。	
等	な	のみ)の額を、適用となる規定の数	1曲1リクエスト当たり5円50銭に	
収		で除した額をもとにそれぞれの規定	月間の総リクエスト回数を乗じて得	
入	٧١	を適用して算出するものとする。 た額とする。		
最	最低 本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。		円を下回る場合は 5,000 円とする。こ	
使	用	の場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円		
米	斗	に利用日数を乗じて得た額とする。		

(音楽を広告に利用する場合の取扱い)

④ 本規定が適用となる利用方法により、商品やサービスの広告のために音楽を利用する場合は、予め著作者の同意を得なければならない。

(送信可能化されている著作物の使用料)

⑤ 本規定により算出される使用料には、リクエストの有無にかかわらず当該サービス メニューに送信可能化されたすべての著作物の送信可能化にかかる使用料を含むもの とする。

(本規定により難い場合の使用料)

(B) インタラクティブ配信のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率または額の範囲内で決定する。

第12節 BGM

有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、又は適法に録音 された録音物による演奏により、著作物を背景音楽 (BGM) として利用する場合の使用料 は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 1施設における使用料

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料

① 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	年額使用料
1	500㎡まで	6,000円
2	1,000㎡まで	10,000円
3	3,000㎡まで	20,000円
4	6,000㎡まで	30,000円
5	9,000㎡まで	40,000円
6	9,000㎡を超える場合	50,000円

② 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	年額使用料
1	100人まで	6,000円
2	200人まで	10,000円
3	300人まで	20,000円
4	400人まで	30,000円
5	500人まで	40,000円
6	500人を超える場合	50,000円

(2) (1) によらない場合の使用料は次のとおりとする。

① 1か月の使用料

(ア) 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	使用料額
1	500㎡まで	1,200円
2	1,000㎡まで	2,000円
3	3,000㎡まで	4,000円
4	6,000㎡まで	6,000円
5	9,000㎡まで	8,000円
6	9,000㎡を超える場合	10,000円

(イ) 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	使用料額
1	100人まで	1,200円
2	200人まで	2,000円
3	300人まで	4,000円
4	400人まで	6,000円
5	500人まで	8,000円
6	500人を超える場合	10,000円

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。
 - (ア) 利用時間が5分までの使用料は、下表のとおりとする。

⑦ 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	使用料額
1	500㎡まで	2円
2	1,000㎡まで	3円
3	3,000㎡まで	7円
4	6,000㎡まで	10円
5	9,000㎡まで	13円
6	9,000㎡を超える場合	17円

④ 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	使用料額
1	100人まで	2円
2	200人まで	3円
3	300人まで	7円
4	400人まで	10円
5	500人まで	13円
6	500人を超える場合	17円

(イ) 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

2 音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料

1の規定にかかわらず、有線放送等を行う事業者、録音物の製作・貸出を行う事業者等、背景音楽(BGM)の音源提供事業者が、自己の顧客であるすべての音源提供先事業者のために、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当該音源提供事業者の前年度の営業収入(消費税額を含まないもの)の1/100とする。

(BGMの備考)

- ① 営業収入とは、聴取料、放送料などいずれの名義をもってするかを問わず、音源提供事業者が音源を提供することにより得る収入をいう。
- ② 本規定中 1/100 とあるのは、平成 14 年度は 0.6/100、平成 15 年度は 0.7/100、 平成 16 年度は 0.8/100、平成 17 年度は 0.9/100 とそれぞれ読み替えるものとす る。
 - (注) 各年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ③ 福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所・工場等での主として従業員のみを対象とした利用又は露店等での短時間かつ軽微な利用であって、著作権法第38条第1項の規定の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除する。

第13節 CDグラフィックス等

ディスプレイに表示させるための歌詞又は楽譜に係る著作物と共に当該著作物をCD、ハードディスク、フラッシュメモリー等の記録媒体(以下「CDグラフィックス等」という。)に録音する場合の使用料は、第2節、第3節、第5節、第6節、第7節、第8節、第10節、第11節、第14節、第15節又は第16節の規定が適用される場合を除き、録音した記録媒体(以下「録音物」という。)の複製目的に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 商用複製

(1) 市販する目的で複製する場合

著作物 1 曲 1 回当たりの使用料は、次のア又はイに定める額に個数を乗じて得た額とする。ただし、1 曲 1 回の利用時間が 5 分以上の場合の使用料は、5 分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

ア 定価の明示があるときは、当該録音物の定価(消費税を含まないもの)の6%を その録音物に含まれている著作物数で除して得た額又は9円のいずれか多い額。 ただし、利用時間が5分以上の著作物については、5分までを増すごとに1曲とし て著作物数を計算する。

イ 定価の明示がないときは11円

- (2) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合
 - ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。) の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,500円とする。

イ ア以外の場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。) の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり3,000円とする。

ア及びイにかかわらず、個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(3) (1)及び(2)以外の目的で複製する場合

著作物 1 曲 1 回当たりの使用料は、11 円に個数を乗じて得た額又は 600 円のいずれか多い額とする。ただし、1 曲 1 回の利用時間が 5 分以上の場合の使用料は、5 分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

2 非商用複製

(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,500円とする。

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(2) (1)以外の目的で複製する場合

1(3)に定める額に50%を乗じて得た額とする。

(CDグラフィックス等の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償(実費相当の額のみを受ける場合を除く。)で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う 複製など(ア)以外の複製をいう。

(ウ) ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

(本規定により難い場合の使用料)

② CDグラフィックス等の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

(経過措置)

- ③ 1(2)ア及び2(1)の規定において、1,500円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは600円、2022年4月1日から2024年3月31日までは1,050円とそれぞれ読み替える。
- ④ 1(2)イの規定において、3,000円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは1,200円、2022年4月1日から2024年3月31日までは2,100円とそれぞれ読み替える。

第 14 節 カラオケ用 I Cメモリーカード

専らマイクー体型カラオケに用いられ、音声と共に歌詞がディスプレイに表示されるIC メモリーカード(以下本節において「カラオケ用ICメモリーカード」という。)に著作物を 利用する場合(第 15 節又は第 16 節が適用される場合を除く。)のカラオケ用ICメモリー カード1枚あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当 額を加算した額とする。

- 1 市販用のカラオケ用ICメモリーカード
 - (1) 定価の明示のあるもの

カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 当該カラオケ用 I Cメモリーカードの定価(消費税を含まないもの)の 6%をその カラオケ用 I Cメモリーカードに含まれている著作物数で除して得た額又は 11 円 のいずれか多い額とする。

(2) 定価の明示のないもの

カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 11 円とする。

2 その他のカラオケ用 I Cメモリーカード

1による場合のほか、カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 600 円をカラオケ用 I Cメモリーカードの複製枚数で除して得た額又は 11 円のいずれか多い額とする。

(カラオケ用 I Cメモリーカードの備考)

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② カラオケ用 I Cメモリーカードの利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

第15節 広告目的で行う複製

第3節から第7節まで、第13節又は第14節に該当する複製利用のうち、著作物を広告に利用する目的(以下本節において「広告目的」という。)で複製する場合の使用料は、委託者が額を指定するときは、その金額に消費税相当額を加算した額とする。

(広告目的で行う複製の備考)

- ① 広告目的で行う複製とは、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語、企業形態、企業 内容、企業イメージ等を広告主が必要とする間、広く一般に知らしめるため、広告主の発 意により制作する広告、広報、又は意見広告等に利用することを目的として、著作物を複 製することをいい、コマーシャル送信用録音を含むものとする。
- ② コマーシャル送信用録音とは、①のうち、放送、有線放送又はインタラクティブ配信に おいて使用することを目的として、著作物を複製することをいう。
- ③ 広告目的で行う複製において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第3節から第7節まで、第13節又は第14節のうち、それぞれ該当する節の規定によるものとする。この場合において、コマーシャル送信用録音は、第7節(影像を伴わない場合は第5節)の規定によるものとする。

第16節 ゲームに供する目的で行う複製

第5節、第7節、第13節又は第14節に該当する複製利用のうち、著作物をゲームに供する目的で複製する場合の使用料は、委託者が額を指定するときは、その金額に消費税相当額を加算した額とする。

(ゲームに供する目的で行う複製の備考)

- ① ゲームに供する目的で行う複製とは、ゲームソフトへの録音及び業務用ゲームに供する 機器等への録音をいう。
- ② ゲームソフトへの録音とは、テレビゲーム機等の影像を伴うゲーム機に用いる記録媒体 に著作物を複製することをいう。
- ③ 業務用ゲームに供する機器等への録音とは、影像を伴わない業務用ゲーム機に用いる記録媒体に著作物を複製することをいう。
- ④ ゲームソフトへの録音において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第7節の規 定によるものとする。
- ⑤ 業務用ゲームに供する機器等への録音において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第5節、第13節又は第14節のいずれか該当する規定によるものとする。

第 17 節 業務用音楽配信

業務用音楽配信に著作物を利用する場合の使用料は、第11節の規定にかかわらず、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

月額使用料は、業務用音楽配信を受ける事業所等に係る事業者(以下本節において「受信者」という。)ごとに、当該受信者の利用態様に応じて次の各号に定める方法によって算出した金額の合計(5,000円を下回る場合は5,000円)とする。

(1) 受信者が、事業所等においてチャンネルを演奏又は伝達(映像を伴うものを除く。以下本節において「演奏等」という。) する場合は、月額の情報料収入の 5.6%又は 112 円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて算出する。

ただし、当該チャンネルが、複数の事業所等で同時に演奏等されることを目的とする ものである場合には、月額の情報料収入の3.5%又は70円のいずれか多い額に、当該受信者 における月間の総受信端末機器数を乗じて算出する。

(2) 受信者が、事業所等においてチャンネルによることなく楽曲を演奏等することができる場合は、月額の情報料収入の 20%又は 400 円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて得た金額を上限として、利用状況に応じて算出する。

2 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、事業所等からの1曲1リクエストごとに定めるものとし、1曲1リクエスト当たりの情報料の20%又は20円のいずれか多い額を上限として、利用状況に応じて定める。

(業務用音楽配信の備考)

① 業務用音楽配信とは、事業所等において演奏等することを目的として、著作物を当該 事業所等の受信端末機器等に、放送若しくは有線放送以外の方法により公衆送信し又 はその公衆送信に伴い複製することをいう。ただし、第 10 節若しくは第 15 節の規定 が適用される場合又は結婚式、披露宴その他これに準ずる催物を演出することを目的 とする場合を除く。

- ② チャンネルとは、楽曲のジャンル、利用のシーン又は事業所等の業態に応じて、あらかじめ選択された楽曲群をいう。
- ③ 情報料とは、いずれの名義であっても、業務用音楽配信の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金(消費税相当額を含まないもの。)をいう。
- ④ 1(1)の規定が適用される場合で、当該受信者において同一のチャンネルを演奏等する事業所等の数が 1,000 を超えるときは、112 円を 50.4 円に、70 円を 31.5 円に読み替えて算出する。
- ⑤ 本節の対象となる利用のうち本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議の 上、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

第18節 そ の 他

本規程の第1節乃至第17節の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的および態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

附 則

(実施の日)

この使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して 30 日を経た日(平成 13 年 11 月 1 日) から実施する。但し、第 13 節 B G M の規定については平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第9節2 有線テレビジョン放送(CATV)等及び第12節インタラクティブ配信の規定については平成14年4月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1節1上演形式による演奏及び第1節2演奏会における演奏の規定については、平成15年10月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章総則の備考及び第2章第8節ビデオグラムの規定については、平成16年7月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第12節インタラクティブ配信の規定については、平成 17年4月1日から実施する。

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第5節 オーディオ録音、第13節 C Dグラフィックス等、第14節 カラオケ用ICメモリーカード、第15節 その他の規定 については、平成18年1月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第2節 放送等及び第11節 インタラクティブ配信の規定については平成19年1月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 3演奏会以外の催し物における演奏、4カラオケ施設における演奏等、5ダンス教授所における演奏等及び6社交場における演奏等の規定については、平成19年10月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第8節 有線放送等の規定については、平成20年8月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第10節 業務用通信カラオケの規定については、平成 21年4月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 6フィットネスクラブにおける演奏等の規定については、平成23年4月1日から実施する。

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 7カルチャーセンターにおける演奏等の規定については、平成24年4月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 1 節 1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の規定については、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第3節 映画1録音の規定については、平成24年4月1 日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第9節貸与の規定については、平成25年4月1日から 実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 11 節 インタラクティブ配信(インタラクティブ配信の備考)⑥(音楽を利用している広告に関する取扱いの特例)については、平成 25 年 8 月 1 日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第3節 映画2上映の規定については、平成26年1月1 日から実施する。

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第10節 業務用通信カラオケの規定については、平成26年7月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第4節出版等の規定については、平成26年10月1日 から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第11節インタラクティブ配信の規定については、平成28年2月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第15節 広告目的で行う複製、第16 節 ゲームに供する目的で行う複製の規定については、平成28年4月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第12節 BGMの規定については、平成28年5月1日 から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第7節 ビデオグラム録音の規定については、平成28年10月1日から実施する。

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節4カラオケ施設における演奏等、10音楽教室における演奏等の規定については、平成30年3月7日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第9節貸与の規定については、平成30年5月1日から 実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第3節2上映、第5節オーディオ録音、第7節ビデオグラム録音及び第13節CDグラフィックス等の規定については、2019年10月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第7節ビデオグラム録音の規定については、2023年4月 1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節1上演形式による演奏、2演奏会における演奏、 3演奏会以外の催物における演奏の規定については、2024年4月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節10歌謡教室における演奏等、11音楽教室における教師による楽器演奏等の規定については、2025年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第17節業務用音楽配信の規定については、2025年5月 1日から実施する。